

平成26年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成26年 6月 4日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 森 田 幸 子 君

2 番 松 村 篤 郎 君

3 番 原 田 寿 賀 美 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 山 下 靖 夫 君

6 番 坂 本 美 智 代 君

7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君

9 番 鈴 木 利 明 君

10 番 篠 塚 信 太 郎 君

11 番 東 ま さ 子 君

12 番 山 崎 裕 二 君

13 番 村 山 良 夫 君

14 番 山 田 均 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

| | |
|---------|---------|
| 町長 | 寺尾豊爾君 |
| 副町長 | 畠中源一君 |
| 会計管理者 | 谷口誠君 |
| 参事 | 伴田邦雄君 |
| 参事 | 藤田真君 |
| 瑞穂支所長 | 川寫勇人君 |
| 和知支所長 | 榎川諭君 |
| 総務課長 | 中尾達也君 |
| 監理課長 | 木南哲也君 |
| 企画政策課長 | 久木寿一君 |
| 税務課長 | 松山征義君 |
| 住民課長 | 長澤誠君 |
| 保健福祉課長 | 下伊豆かおり君 |
| 子育て支援課長 | 津田知美君 |
| 医療政策課長 | 藤田正則君 |
| 農林振興課長 | 栗林英治君 |
| 商工観光課長 | 山森英二君 |
| 土木建築課長 | 十倉隆英君 |
| 水道課長 | 山田洋之君 |
| 教育委員長 | 大西弘二君 |
| 教育長 | 朝子照夫君 |
| 教育次長 | 中尾裕之君 |

6 出席事務局職員（3名）

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 堂本光浩 |
| 書記 | 西野菜保子 |
| 書記 | 山口知哉 |

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

出席議員は16名で定足数に達しております。

ただいまから、平成26年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・東まさ子君、12番議員・山崎裕二君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月2日に議会広報特別委員会が開催され、議会広報紙発行に向け協議されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次、発言を許可いたします。

最初に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成26年第2回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

先立ちまして、今回タブレットパソコン、議場にパソコン持ち込み可ということになっておりますので用いて一般質問をさせていただきます。タブレットパソコンの中には紙ベースで言うと、ここから天井につくぐらいの資料が入っております。もちろん、それだけ全部を使って一般質問をさせていただくわけではありませんけれど、議会活性化の一つの取り組みとして、今後何か示唆があればいいなというふうに思っております。

本論に入ります前に、私、かなり日やけをしていると思います。4月、5月、息子が幼稚

園に行くようになってから、町内の各区を歩いて回りを本格化しております。2月下旬ぐらいから始めて、去る3月議会の私の一般質問、職員の資質向上に関する一般質問の際に、町長の答弁で、一番大事なことは、代えがたい自然条件、地形、歴史や伝統、道路や集落のことなどをしっかり把握しないと、町民の本当の願いは届いてこないという認識で、新人職員に接していきますというような答弁がありました。

私も、全くそのとおりのやなと思っておりまして、新人議員として、ちょっとでもそういうことができたらというふうに思って、町内の各区を一日大体2時間半ぐらい、距離にして七、八キロ、歩数にして1万歩ぐらいになるかと思いましたが、歩いております。昨日現在で55の区、85の区がありますので、3分の2ですね、軒数にして4,200軒相当回れたのではないかなというふうに思っております。そんな感じで日やけをしているということになります。

昨日も回った後に、瑞穂の共同作業所、いきいきさんに寄らせていただきました。その時に、ここにしているんですけど、ブレスレットを分けていただきました。それで、明日、このブレスレットをして一般質問しますということを皆さんに言ってきたんで、今日はさせていただきますいております。

それでは、本論に入っていきます。

まず、5項目あるうちの一目、京丹波町育英基金についてであります。

ここに、全国学生支援機構がつくった全国の各市町村の貸与型の奨学金とか給付型の奨学金をまとめた資料があります。附箋で給付型奨学金についてまとめてみました。3色ぐらいに分けております。

この給付型奨学金、全国に105市町村、1,750ぐらい市町村がありますので、大体全国の6%ぐらいが給付型奨学金を設けているということになるかと思えます。

その中で、色分けもしておりますが、京丹波町と水準が同じぐらいなもの、京丹波町よりちょっと水準が低いもの、京丹波町より水準が高いものというふうに色分けして附箋をつけております。

それで見ますと、大体京丹波町の育英資金より給付水準が高い市町村というのは、全国で、その図表にも上げています14市町ありました。高校の奨学金が、高校授業料無償化の関係で12万円から6万円になっておりますので、なる前の12万円の分で比較したのですが、大体14市町、京丹波町は全国で1%に入るようなすぐれた給付型奨学金を持つ町であるというふうなことが言えるかと思えます。

そこで、関連して三つぐらい質問をさせていただきます。

まず、育英金給付額、国公立大学の授業料が30万円台であった。私がちょうど、22年前に大学1年生になったときに、給付型奨学金、旧丹波町の分ですが、いただいております。

そこで、22年前の大学1年生の授業料、国公立大学の授業料が37万7,600円でした。その時に18万円もらっていて、ちょうど授業料の半分弱ぐらいに相当するところももらえて、とても助かったというふうに覚えております。

しかし、平成17年より国公立大学の授業料の標準額が53万5,800円と高水準になっております。この点などからも考慮して、その時よりも比べて十五、六万円高くなっているというところも考慮して、給付額引き上げの提案を評議委員会に諮る考えはないか教育長、お聞かせください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） おはようございます。ご質問にお答えさせていただきます。

現在の育英金の給付額は、平成17年の合併時に決定された額を給付しております。

この育英金の財源につきましては、育英基金と一般財源からの繰入によるものでございます。

大学授業料は、過去から見ますと上昇しており、経済的に就学が困難な学生、生徒の皆さんには厳しい状況であると思われまます。

条例の設置目的でもございます有能な人材を育成するためにも、今後、育英資金評議委員会に諮りまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 有能な人材ということで、私も、22年前にもらっていたんですけど、有能な人材になれているかどうか、ちょっと怪しいところですが、次にいきます。

給付型奨学金を設けている105市町村のうち、税金や公共料金の未納なし要件があるのは京丹波町を含め5市町村のみです。そこから、京丹波町育英基金条例施行規則第9条の1では、育英生の選考基準として、「申請人等の経済状況を勘案し」とあります。そして、第9条の3では、「申請人等は、町の税、公共料金未納があってはならない」とあります。

この場合、税、公共料金が未納になるほど経済状況が逼迫した申請人等は、どう処遇されるのかお答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 税とか公共料金の未納がある場合につきましては、基金条例施行規

則に基づきまして判断をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） ちょっと具体的にいきます。同9条の3のただし書きには、「特別な事由により、町長が認める場合はこの限りではない」とありますが、特別な事由とは、具体的に何を想定しているのか、今までこのただし書きが適用されたケースはあるのか、町長が特別な事由と判断をする時期は、申請の相談に来られた時、申請受付時なのか、それとも申請受付後なのかお答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほども申しましたけれども、経済状況につきましては、前年の収入が生活保護基準額の2倍を超えないものという規定に基づいて判断をしているところでございます。

特別な事由により、町長が認める場合につきましては、災害などの突発的な事象により就学が困難な状況になった場合を想定をしておりますが、今まで適用したケースはございません。

また、判断する時期につきましては、あくまでも特別な事由でございますので、基本的には、申請を受け付けた後になります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 続いて三つ目ですが、施行規則第10条では、義務教育機関ではない種々の学校、例えば高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専門学校、農業大学校、林業大学校などが掲げられていたと思いますが、幼稚園もまた、学校教育法に基づく第22条に定められた学校です。経済的な理由により授業料月額7,000円ですが、滞納がある中、幼稚園児もまた、育英基金の対象に加える提案を評議委員会に諮る考えはないかお答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 幼稚園児を育英基金の対象にしてはとのご質問ですが、基金の設置につきましては、勉学に対する意志の強固な学生、生徒であって、経済的な理由により就学困難な者に対して、学資の支給と育英上の必要な措置を行い、有能な人材を育成するという目的でございますので、幼稚園児に対する育英資金を給付するということにつきましては、育英資金の評議委員会に諮る考えは、現在持っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 私立幼稚園の奨励費補助ではない公立幼稚園を対象とするような給付型奨学金というのは、全国に類のない試みになろうと思います。また、その点も踏まえて検討いただければというふうに思っております。

二つ目に入ります。予防接種についてですが、今年の10月より予防接種法が改正され、9割とか3割程度を地方交付税で手当てするという形で、水ぼうそう、成人用肺炎球菌のワクチンが定期接種の対象に加わる見通しであります。京丹波町においてはいつからの対応となるのか、また、1回当たりの自己負担額は幾らになるのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予防接種法改正によりまして、新たに10月から定期接種の対象となる予定の水ぼうそうと成人用肺炎球菌ワクチンについては、国の正式な通知を受けてから、地区医師会及び医療機関等との調整の上、実施体制を整えまして対応していきたいと考えております。

時期としましては、関係機関との調整及び保護者への周知の関係で、法改正日より1カ月程度かかる見込みでおります。また、自己負担額についても、現在のところ未定ですが、今後、医師会及び近隣市町村と調整して決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 二つ目ですが、本町においては、病気にかかった事後は、子育て支援医療費やすこやか子育て医療費の適用は受けられる、出生時から中学校卒業時期までと、一つの医療機関、月ごとに200円で受けられるというような助成制度があります。

しかし、適切な時期の予防接種によって、ワクチンで防げる病気というのは、ワクチンで事前に防ぐというのが世界標準であり、重症化などに伴う経済的、本人や家族などの経済的負担も少なくなると。

ワクチンで防げる病気というのは、日本の予防接種制度というのは、先進国の中でも最低レベルです。ほかの国では、無料接種できるものが日本では任意接種で、お金がかかるワクチンがたくさんあると。大切なワクチンと知っていても、受けにくい状態にあります。

子ども子育てニーズ調査報告書の意見のところにも、任意接種はなかなかお金がかかって受けにくいというような意見が書いてありました。

ワクチンの役割は、自分がかからないためというふうな、もしかかっても症状が軽くな

るためにというような自己防衛の側面と、周りの人にうつさないという社会防衛の側面があります。働く女性が増えて、保育園などで集団生活を送る子どもも増えていて、子どもが人の多く集まる場所に長時間いることによって、感染症にかかる機会も高くなっているということが言えるかと思います。

つまり、適切にワクチンを接種することによって必要な免疫をつけておくことが極めて大事ということだと思います。

子どもの健康への影響のみならず、保護者や家族の日常生活にもさまざまな影響が出るので、ワクチンによって肉体的、精神的、経済的な負担を軽減することができます。ワクチンで防げる病気にかかる人が減れば、医療費を減らすこともできると、間接医療費、家庭での看護や病院での付き添いなどに伴う費用も合わせれば、家庭だけでなく国や自治体にとっても経済的負担が著しく軽くなると。

これは、経済学の機会費用という考え方があるんですが、例えば、働きに行っていれば一日1万円の所得が得られると、せやけど子どもが病気にかかってしまって入院して付き添いでその他もろもろの費用が1万円ぐらいかかってしまったと、プラスマイナス2万円の差が出るといったものになります。こういったことから、そういうふうなことが言えるかと思います。

おたふく風邪、B型肝炎、ロタウイルスこれらも、おたふく風邪、どんな病気かとおさらいしてみると、平均すると毎年約60万人が発症していると、約50人に1人の割合で無菌性髄膜炎を発症すると、約1,000人に1人、大体年間700人が、重度の難聴になることもあるというようなワクチン接種が極めて重要なものです。

B型肝炎は、世界で初めてのがん予防ワクチンとして、WHOが出生後すぐにワクチンを定期接種するように指示しております。ロタウイルス感染症、嘔吐下痢症、ロタウイルス胃腸炎と言われているものも、水のような下痢が続き、それに嘔吐が伴うと、体から水分と塩分が失われていき、いわゆる脱水症を起こすと。感染力が強く、保育園などでもあっという間に流行すると。この幼稚園のたよりをもらってきたやつに、おたふく風邪で3人お休みしましたとか、嘔吐、下痢が何人か続きましたというような保健だよりに書いてあるのを見ました。

そういったところもありますので、根本的な治療法がないためワクチンによる予防が重要と、ワクチンで重症化を約90%防ぐことができるというふうになっております。

これらの三つのワクチンについては、厚生労働省において、今後も引き続き定期接種化に向けた検討を行うとしているが、独自に行き負担をする市町村、例えば、おたふく風邪のワ

クチンだったら191市町村、B型肝炎ワクチンは、ちょっと少ないですが7市町村、ロタウイルスワクチンは48市町村だったものが、今年の2月には75市町村というふうになっております。

そういうふうに、急速かつ大幅に増える中、これら三つのワクチンについても助成を行うことはできないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予防接種で防ぐことのできる病気は予防接種で防ぐということの考えのもとに、予防接種を積極的に進めております。

現在、任意接種であるおたふく風邪、B型肝炎、ロタウイルスは、今後定期接種に加える方向で国が検討しております。そうしたワクチンでありますので、数年のうちに定期接種の対象となることは想定されております。今後、国の方針に従いまして、定期接種に追加された場合には、関係機関と調整しながら対応してまいります。

現在では、これら任意接種に対する助成は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 次、京丹波町病院ですが、京丹波町病院で予防接種が受けられるのは、多いもので週2日、火曜日、第2、第4土曜日、小児科とか内科が土曜日、毎週行われることになった関係で、もしかしたら変更があるかもしれませんが、大体時間は10時から11時半となっています。予防接種を受けた後は、平日受けた場合、保育所などを丸一日近くお休みしなければならないと聞いております。

そういったところから、麻疹、風疹、子宮頸がん以外の幼児までを主たる対象とした予防接種で、京丹波町病院の予防接種受診数が少ないと言えるのではないかと思います。

実際、京丹波町病院での予防接種は、町外の方も含まれていると思いますので、さらに少なくなる可能性があります。

曜日や時間帯を拡充することはできないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町病院では、予防接種実施機関として、内科ではインフルエンザワクチン等の予防接種、小児科では小児用ワクチン予防接種を実施しております。内科では、接種は病院の常勤医師が対応しまして、小児科での接種は、府立医大の小児科医師が9時から正午まで、非常勤医師として診察に来ていただいている中で、毎週の火曜日と木曜日の外来診察の枠内で接種を行っていただいております。

本年度から府立医大の理解と協力のもとに、毎週土曜日の午前中にも小児科医師が非常勤医師として勤務に来ていただけるようになりましたので、4月からの土曜日は、毎週、内科と小児科外来が行えるようになりました。ということで、小児科では従来の毎週火曜と木曜の接種に加えまして、土曜日にも接種ができる枠が広がったということでございます。

なお、予防接種時期の時間の件につきましては、小児科医師の指示により、まず診察開始の9時から、体調の悪い小児や子どもさんや、通常の小児科診察で来院されている小児から診させていただいております。

予防接種時間は、従来どおり10時から11時30分とさせていただきます。

また、通常、接種後の30分間は、接種した医療機関の待ち合いらで様子を見ていただいて、何もなければお帰りいただき通常どおりの生活をしていただいているということです。

ただ、接種日当日は、激しい運動は控えてほしい、あるいは医師からのそういう注意をさせていただきますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） よくわかりました。三つ目ですね、いじめ防止について入ります。

平成24年度のいじめ認知件数は、過去最多の19万8,000件を超えました。平成23年度が7万件だったのに対して、アンケートや個別面談などの実施による認知方法の工夫であるとか、子どもや保護者の意識の高まりによって件数が12万8,000件ほど膨れ上がった形になるかと思えます。京都も人口1,000人当たり33.5件で、全国のワースト5位に入っております。

京丹波町においては、平成24年の対象の点検評価報告書に基づきますと、第一段階のいじめ、嫌な思いをしたと感じたものが、小学校で91件、中学校で4件ありました。第二段階、第一段階の中で、教職員が組織的、継続的に指導や経過観察の必要があるとしたものが、小学校で32件、中学校で2件ありました。

そういった中で、昨年9月いじめ防止対策推進法が施行されたと。今回の6月議会の議案でもかなり含まれている内容になるかと思えます。

同法においては、いじめ防止などの対策について、国だけでなく市町村や学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者が責務を有するとされました。学校の設置者、管理たる教育委員会としては、いじめ防止などのために具体的にどのような対策、措置を講じていくことになるのか、教育委員長、お答えください。

○議長（野口久之君） 大西教育委員長。

○教育委員長（大西弘二君） いじめの問題については、社会総がかりで対峙していく、そのために基本的な理念とか体制を整備するために、先ほども申されましたように、いじめ防止対策推進法が、昨年9月に施行されたところです。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命、または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある重大かつ深刻な人権問題でございます。

その立場から、また認識から、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応が極めて重要でございます。そのために、児童生徒の豊かな心情を培うとともに、心を通わせて人や社会とつながる力、こういうものを養うこと。また、安心できる学校、学級づくり、定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談体制の整備、また家庭との緊密な連携促進などが大事だと認識をし、進めてまいりたいと考えております。

また、本町においては、いじめを防止するというための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、今も申されましたように、国が定めたいじめ防止対策推進法の12条、また14条などを受けまして、京丹波町いじめ防止基本方針を策定いたしまして、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るための組織、いじめの問題対策連絡協議会、いじめ防止等の対策を実効的に行うために、そういう機関としていじめ防止対策推進委員会の設置を考えております。

本議会においても、条例提案の、また所要の予算をお願いしているところでございます。

終わります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今回の条例案に含まれておりますので、またそこでしっかり議論をさせていただきたいと思っております。

いじめの実態把握というのは、現場教員から教務主任、教頭先生、校長先生、教育委員会事務局、教育長、教育委員長、教育委員と上がっていくにつれて、なかなか実態把握は困難であるというふうなことは言われております。

前回の森田議員の一般質問にありましたが、教育長の答弁では「不十分な点は反省し」と、町長の答弁では、「即刻行動に移せないのが残念である」といったことを言われておりました。

そういったことから関連して、教育委員会のいじめ悩み相談直通のダイヤルがあります。84-2188という番号に、平日の9時から5時ぐらいだったと思うので、なかなか子ども本人が電話をかけてくることはないかと思うんですが、保護者の方から、うちの子ちょっといじめを受けているのと違うやろか、気になって電話しましたというような相談の電話が

あった場合、教育委員会として、具体的にどのような対応をされていくのか、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） ただいまありましたように、直通のいじめを含む悩み相談の電話を設置しております。この電話番号につきましては、毎月発行しております本町の生涯学習通信TOMORROWにも毎回電話番号を載せているところであります。

外部の方から電話がありました件につきましては、主に担当指導主事が受けておりますけれども、受けた中身につきましては、すぐ私どものほうに情報が上がってきます。中身によっては、すぐに学校と連携すべきことはすぐ学校と連携をさせていただきますし、また、中身によっては、すぐ私どもで動かなきゃいけない分については動いていくということで、迅速スピーディなことが非常に求められますので、その点はしっかり心して対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） いじめ防止対策推進法では、地域の連携やさらには保護者の責務として、いじめ防止のための措置に協力することを規定されております。我々保護者もまたこの法律を生かしていく当事者であるというふうに言えるかと思えます。

加害生徒を厳罰化するかと、側面だけを強調して運用するのではなくて、学校、子どもたち、地域での取り組みを支援するとともに、どうすればいじめをなくしていけるか、ともに考えていくことが重要だというふうに思っております。

関連して、不登校の予防、いじめの早期発見・予防、学級崩壊の予防、教育実践の効果測定等の目的で、早稲田大学の河村茂雄教授が開発したQ-U、Questionnaire-Utilitiesアンケートは、既に多くの都道府県や市町村の教育委員会などで研修会が実施され、学校現場でも日々実践活用されていると。

このQ-Uアンケートをもう少し詳しく見てみますと、日本語訳の直訳ですが、Q-U、Questionnaireアンケート、Utilities、有用な、有用なアンケートという意味と言葉の響きですね、クラスメート、学級の友達を意味する級友ですね、をかけたものです。子どもたちの回答から、いじめや不登校につながるサインなどがどうかをつかむために開発されたものです。

大津の事件などをを受けて導入する学校が急増しており、小中校合わせて340万人余りが活用していると。

これ、どれぐらいになるかという、大体12校に1校ぐらいの割合で、年3回ぐらいの定期的に利用している計算になるかと思います。

あなたのクラスは、みんなで仲よく協力し合っていると思いますか。学校内には気軽に話せる友達がいまスカなど、質問はおよそ30項目です。

分析結果は、一人一人数値化されて、子どもたちの心理状況が一目で把握可能というふうになっております。通告書にあるグラフを見ていただくと、右上の満足群に行くほど勉強やクラス活動に意欲的に取り組んでいるとされます。左下、不満足群、要支援群によるほど、無視やからかい、疎外感、居心地の悪さなどからいじめを受けている可能性が強いと判断され、クラスの雰囲気や苦痛に感じていると読み取れます。

大体、学校生活に満足していない子では、全国の小学校高学年で4分の1に相当する26%となっているそうです。

大阪教育大学の水野教授は、子どももプライドがあるから、自分がいじめられていることは認めたくない、先生方は、例えば、授業を乱す、席を離れる、クラスから飛び出していくなどの問題を起こす子、問題行動を起こす子に意識が向きがちだが、それだけではなくて、人知れず悩んでいる子を発見することにかけてQ-Uは絶大な力を発揮するというふうに言われております。

法政大学の尾木教授、尾木ママと言われている人ですが、その人も、いじめを受けている可能性のある子どもに大丈夫かと尋ねて、大丈夫と答えたので、根本的な対応をしないというのは、患者が大丈夫と答えたから医者が何も処置しないのと同じようなものであるというふうに言っております。

そういったところから、本人や保護者からいじめの申し出がある前に、いかに学級担任や学校として気づきがあるか、それが一番大事ではないかなというふうに思っております。

ちなみに、スクールカウンセラーに相談していじめが認知されたケースというのは、小学生で1%、中学生でも3%という調査もあります。

それで、近隣の南丹市、亀岡市、綾部市でもQ-Uアンケートが実施されております。お隣の南丹市の殿田中学校では、今度の10日の火曜日にQ-Uアンケートを実施予定というふうになっております。

京丹波町でも、過去にひかり小学校や和知中学校で独自実施されたというふうに、教育委員会で聞いております。瑞穂中の学校評価書や、南丹船井小学校教育研究会の生徒指導部会でも研修が行われているということです。

京丹波町の全小中学校の児童生徒約1,000人を対象に、年3回Q-Uアンケートを实

施したとしても、90万円程度ですので、予算措置を行っていただいて、町の全小中学校においても、Q-Uアンケートを継続的、定期的を実施、学級運営などに活用することはできないか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） Q-Uアンケートについてであります。児童、生徒の学校生活における満足度を図るためのアンケートであり、児童生徒一人ひとりの実態、学級集団の状態を同時に把握し、教育実践に生かしやすい尺度として開発されたもので、不登校の予防、あるいはいじめの早期発見、予防や学級崩壊の予防等に全国で活用されているところであります。

本町におきましても、中学校におきましては、既に全ての学校で予算化し実施をしております。昨日も和知中学校全校生徒に実施をさせていただいたところであります。

また、小学校におきましては、これまで2校で、5年生を対象に試行的に実施をしてきたところでございます。

今後、いじめ、不登校の予防等の観点からも、このアンケートの小学校での効果的な活用について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 四つ目に行きます。教員の多忙化ですが、栃木県の教育委員会、教員の多忙化に関するアンケート追跡調査、平成24年2月に実施されたものによりますと、中学校教員の多忙化の原因として、組織としての学校を円滑に動かしていくため、各種の業務を教員間で分担する校務分掌、校務分掌とは何か、具体的に調べないといけないと思っておいたら、ひかり小学校のPTA総会の資料の奥付に、職員名簿、校務分掌一覧というものがある、それを見ますと、例えば、PTA等渉外担当、人権教育、生徒指導、いじめ防止対策、外国語活動などの分掌があったり、あとは音楽主任とか、生活科主任とか道徳主任とかいったような教科の分掌がありました。

そして、それと並んで、中学校教員で特に部活動の指導とか各種大会の参加などが極めて大きな比重を占めていると。

瑞穂中や和知中では合唱や美術などの文化系クラブの活動支援が配置されているということですが、各中学校の体育系クラブにおいても、地域の方々やボランティア人材などに依頼し、指導に加わってもらうことはできないか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 教員の多忙化についてでありますけれども、小・中学校を問わず実態としてあると認識をしているところでありますが、中学校教員のクラブ指導につきましては、教師と生徒の信頼関係の構築や、生徒指導の面からも大切な場であるというふうに考えております。

議員ご提案の地域の方々やボランティア人材に依頼して、体育系クラブの指導に加わってもらうことは、地域の方々と生徒の交流や、また開かれた学校づくりの観点からも意味があると思いますので、今後、学校の意見や実態を踏まえながら考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） ボランティアの部活動指導員というのは、世田谷区とか神戸市で活発に行われていると。ひかり小学校でも、GTAやみのり会などもかかわりがあります。私も、この4月から読書支援員をさせていただいて、5月に行ってきました。地域や年配の方がかかわれる機会というのは、とても大切というふうに思います。多様なまなざしから、児童生徒を眺めることによって、いじめなどの早期発見をはじめ、クラスに異変があった場合の気づきにも役立つのではないかなというふうに思っております。

いじめ問題も、学校だけで抱えていては限界があるという視点から、学校と地域との連携や、地域に開かれた学校の意義などについて問い直すことが必要というふうに思っております。

さらに、地域で子どもを育むという感覚は、地域で暮らす皆さんの喜びや生きがいなどを引き出して、予防医学とか地域の活力にもつながるのではないかなというふうに思っております。

ニーズ調査報告書の中にも、いじめのことであるとか、教員の充実といったことがありました。

語るつどいのまとめ集が、先週の金曜日ぐらいにとり出せるようになりましたが、それにもやっぱり、いじめのことがたくさん触れられておりました。

こういったところから、学校経営とか運営事業の実施に当たっては、私は、ハートの事業、心の事業ですね、そしてソフトの事業、ハードの事業の、この三つのハート、ソフト、ハードの順番で実施していくことが大事というふうに思っております。

これは、10年以上前になりますが、大学の私は研究者をしていた時代に、当時九州産業大学の教授だった山本久義先生が、まちづくりに関する学会発表などで触れられて、見聞き

したものです。

具体的に落とし込んでみますと、児童生徒本人や保護者、私も一保護者ですが、こうあってほしいと願う学校というのは、まず最初に、いじめなどがなく楽しく通えること、ハード面がまず第一だと思います。その次に、多忙解消などによって、先生が教育的に充実し、それが授業などに反映されていること、ソフト面が続くのではないかなというふうに思います。仮に、ハード面やソフト面で支障があるのに、例えば、3年ほどかけて整備されていきますが、エアコンが設置されて教室が涼しくなったと、ハード面だけがすこぶる快適になったとしても、それだけでは、うーんといったところになるのかなというふうに思っております。

三つが同時並行で実施されていくなら、それが理想というふうに思っております。そんな思いも込めて、今回の一般質問は構想しております。

では、五つ目ですが、ちょっと趣旨が変わりますが、ふるさと納税、ふるさと寄附金についてです。

京丹波町におけるふるさと納税の推移は、30万円以上の大口を除けば、ここ4年は30万円以内で推移していると、30万円、60万円、100万円というのは1件ずつありましたが、それらをとってしまうと、大体30万円台で推移していると。

府内市町村のふるさと納税特典の表の一番下に、伊根町を上げているかと思いますが、伊根町は、件数、寄附金の多さについて、172件、223件とか、284万円、457万円とか、際立ったものがあるかと思いますが。全国的にも有名な舟屋関連の使い道指定で多く集められているのかなというふうに思ったんですが、それも指定の15%から30%ぐらいでした。

そういったことからわからなくなって、伊根町の役場の企画観光課、企画係の主事の方に議会事務局長にも手伝っていただいて、連絡をとってみました。

ふるさと納税を周知するために、伊根町が行っていることということで、ファクスで回答いただいたんですが、同窓会サポート事業での案内通知送付の際、ふるさと納税の案内も送付していると。同窓会サポート事業とは、町内で同窓会を企画される幹事さんをサポートするものです。具体的には同窓会の案内通知の送付、会場までの送迎、名簿の作成などを行っています。町の封筒に「伊根町ふるさと応援寄附金募集中」と印字していると。ふるさとチョイスというインターネットのサイトに掲載していると。東京京丹後人会で町長が赴いた際、宣伝を行ったと。1万円以上納付をしていただいた方に、4,500円相当の特産品の発送を行っており、リピーター率も約3分の1に相当しているということが言われておりました。

ふるさと納税に関する質問、ちょうど6年前に、平成20年の第2回定例会で、西山議員がされております。そのとき、松原町長の答弁では、特典付与をこれから考えていくということでありました。

このふるさと納税については、わかりやすさの面から、便宜上納税という語が使われております。税のことやから、堂本事務局長が税務課長やったさかい聞けばわかるなどと思って聞いてみたら、それは寄附のことになるんで、総務課総務係になりますということであって、総務係の新人職員さんに教えていただいたという経緯がありました。

手続きとしては、自治体に寄附した金額の一部を、本来納めるべき税から引いてもらうこととなります。〇〇のために協力したいという思いを形にする制度で、単に生まれ育った町に寄附するのみならず、若者の教育のためとか、地域のためとか、働く志の高い人材を育成するためといった取り組み事業を指定して寄附することも可能というふうになっています。

京丹波町における使い道も、人育て、安心や安全、産業・環境・定住交流、まちづくり、その他、五つから選べるようになっております。

そんなことで、ちょっと提案なんですけど、食の郷・京丹波としての町の姿勢や魅力を内外に強く発信する意味でも、一つの方策としてふるさと納税をされた方に、京丹波産の食にちなんだ特典を付与してはどうか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税につきましては、自治体ごとに創意工夫した取り組みが見られます。寄附のお礼として地元特産品などを送る特典も多く見受けられるところであります。

そのような中、総務省からは、特産品等を送付することにつきまして、適切に良識をもって対応するよう通知があったところでもございます。

ふるさと納税は、ふるさとに対して貢献したい、または応援したいという思いを寄附という形でお受けするものでありますので、そうした本来の趣旨を踏まえた上で、京丹波町のPR、さらには食のPRなどの観点から、特産品等の送付について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 私も、最近の新聞記事で、60キロの米を2,000円の控除があるだけで、3万円以上やったかな、寄附された方に60キロ以上の米を送っている自治体が

あると。それですごい集まって、すぐ募集が締め切りになったというようなことがありました。ちょっとそれは、常軌を逸すると思います。

それでは、通学費にかかる保護者負担軽減などの目的で、町営バス定期券の半額助成を行っている須知高校生について、彼らが卒業後、京丹波町にふるさと納税を行ってもらえるよう、大学時から啓発や依頼を行うことはできないか、また、全国各地の須知高校同窓生にも、町の須知高校に関する方針を再発信し、例えば、このような半額助成を行っていますとか、そういったことを発信し、ふるさと納税につなげていく取り組みはできないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知高校の在生を対象に、啓発を行うことについては、現在のところ慎重にありたいというふうに考えております。

卒業された後におきましては、同窓会などの機会を通じて依頼することは大変有効であると考えております。過去にも須知高校同窓会及び蒲生野中学校同窓会、東京支部の会員の皆さんにPRを行ったところ、多くの寄附をいただいたところでもございます。

今後におきましても、あらゆる場を通じて、本町とつながりのある方々に対しまして、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 京丹波町育英基金などの育英生についても、卒業後、彼らが給付終了後、できる限りのふるさと納税をお願いする考えはないか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 育英生につきましては、経済的な負担を軽減するとともに、将来社会の発展に貢献できる人材となっただけことを目的としております。

また、さまざまな形で地元にも貢献していただきたいと願っております。育英生に限らず、本町にゆかりのある方々に、地元を誇りを持っていただけるようなまちづくりを進めまして、本町の理解を深めていただくことにより、ふるさと納税につながるように、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 成人式の場において、できる限りのふるさと納税をお願いする考えはないか、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税に係るPRにつきまして、あらゆる場を通じて積極的に行うことが効果的であると考えておりますが、成人式の場におきましても、制度の趣旨を理解いただけるよう、チラシを作成し配布するなど、検討していきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） ふるさと納税制度というのは、よきもあしきも自治体としてのアイデアと企画力が問われているというふうに言えるかと思えます。企画次第では、都道府県単位よりも生まれ故郷や生活に密着した市町村の単位のほうが獲得しやすいのではないかなというふうに考えます。

ふるさと納税は、収入源としても大切だが、寄附の呼びかけによって京丹波への関心を深めていただくきっかけになるようなアイデアが大切というふうに思っております。

例えば、ふるさと納税制度がきっかけで関心が深まる、関心が深まることによって、京丹波に足を運ぶようになる、足を運ぶことによって住んでみたくなると、そんな関心から寄附へ、寄附から交流へ、交流から定住へ、思いが深まるような企画を考えてみてはどうかというふうに思っております。

以上で、平成26年第2回定例会における私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○13番（村山良夫君） それでは、早速ですが、かねて提出しております通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思えます。

今も、山崎議員のほうから話がありましたように、私も、議会活性化委員の一人といたしまして、パソコンなりを使ってできたらと思って持ってきたんですけども、ちょっと台がないとパソコンが読みづらうございますので、今日は予備してきたペーパーで従来と同じようにやりたいと思っております。

それでは、早速なんですけども、皆さんもご承知のとおり、安倍内閣になってからアベノミクスという経済対策が実施されまして1年余りがたつと思うんですけども、その恩恵は確かに東京とか大阪とか名古屋とかいう主要都市では、また大手企業でも、また輸出企業、自動車とか電気とかではそれなりの効果が出た。

また、加えて大企業の従業員は恩恵を受けておられるように思います。しかし、当町のような地方自治体や中小企業、まして内需産業とか、弱小の企業の従業員なんかは、恩恵を受

ける前に、この政策によります円安、これはデフレ対策のことになると思うんですが、原油とか天然ガスなんかの輸入単価が非常に上がりまして、ガソリンとか、特に田舎では車がなかったら生活ができませんから、ガソリンとかその他生活必需品、軒並み値上がりをしておりまして、逆に言えば、私たちを取り巻く環境は、恩恵を受けたというよりも、弊害をこうむっているというような実感でいる町民の方が多いのではないかなと。私もその一人ですけども、そのように思います。

また、一方、国際的には、これも今さら始まったわけじゃないですけども、諸外国から我が国の借金体制を指摘されまして、財政バランスの改善、財政の安定化が求められております。

このような外的要素にも応えるために、数日前に国の財政等審議会は、今後の歳入増加分は歳出に回さず、財政改善に充当すべしとの答申を行っております。

そういうことで、政府も2020年に財政健全化を目指して、具体的に改善策の工程表を作成しなければならないというところまでいっています。このように、国の政策というのは、直感的に思いますと、地方交付税とか特別交付税とか、そういうことにはかなり影響するのではないかなと、このように思うんです。

ただ、町長は、同じ私も民間人で、同じ民間人出身ですけども、町長は企業経営者でして、どちらかといいますと、何かにつけて前向きでございまして、積極的でございまして、私は、銀行マンをしていました関係で、危機管理のほうに先に立ちまして、若干、そういう意味では同じ民間人でも立場が違うのかもわかりません。

そういう意味で、今の経済情勢なりアベノミクスの将来なり、うまくいけばよろしいですけども、当町がこうむる状況について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後の国の政策及び予算編成の動向を見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そう答えられますと、次が出せないわけですけども、国の財政政策、改善政策というのは、やはり今まで自民党、民主党、また自民党と、国の政策の中で、こういう言葉を使っていいのかどうかわかりませんが、人気取りのための特別交付税とか、いろいろな交付税なんかがありまして、そういうために借金がずっと増えてきたと思うんです。もう、そういう体制は講じられないということを考えますと、これからの特別交付税は

もちろんですけども、普通交付税も減少するものでないかと、特に心配なのは、合併特例期間が平成27年度に終了します。そうしますと、合併特別交付税も減少しますし、聞くところによりますと、10億円相当ほど減るといふようなことがあるようです。

こういう状況を考えますと、自主財源の乏しい当町にとっては、これから平成27年、平成28年、平成29年、これらに向かって、早い目に対策を講じておかないと、後になるほど大きなダメージを受けるということになると思うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国で取りまとめられました中期財政計画によりまして、今後の地方財政は、国と歩調を合わせて抑制が図られることとなると思っておりますが、このため合併特例期間内におきまして、財政への負担軽減が図れる対策を講じてまいるといふことです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） やはり、そういう懸念があるといひますか、財政に対しては、やはり慎重にやらなければならないといふことがありまして、反面、先ほど話しました合併特例期間中に有利な起債とか、いろいろなことをやっておきたいとおっしゃっていることもよくわかりますので、一つ、どちらにしても、そういう政策がうまく運用できるように期待をいたします。

そして次に、町長がおっしゃったように将来、財源が少なくても、これから余り望めなくなるというんですか、限られてくると思うんです。そういう限られた財源の中で町民の方が本当に満足してもらえる町政を運営するといふことは、いつも私、申し上げているんですが、費用対効果を見きわめた予算編成と執行が必要だと、このように思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当町の予算編成につきましては、町民本位の人にやさしいまちづくりを力強く推進するため、現在、そしてさらには未来の住民に対しても、責任が持てるものを基本理念としております。

全職員が合併特例期間の終了時期を見定めまして、さらなる健全化対策が必要であることを再認識しております。財政健全化に向けた対策を全庁挙げて取り組むこととしておりまして、将来的にも安定した財政基盤の確立を図る予算編成を進めているというふうと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今は予算編成は、どちらかといいますと必要なものを実行するという、予算化するということですが、これから申し上げたいのは、そういうことも大事ですが、それよりも計画的に予算編成をすることが必要ではないか。そのためには、これも後から出てきますけども、質問したいと思っているんですが、やはり、現金主義の単式簿記でなしに、発生主義の複式簿記を導入して、事業の長期にわたる場合は、その期間は債務として考えるなり、また設備投資をした場合は減価償却を費用として考えるなりした予算編成が必要でないかと思います。

今日は予算編成については、一般質問をしておりませんので、そういう思いであるということで、次の質問をしたいと思います。

費用対効果を見きわめるためには、いろいろな会計勘定があるわけですが、その精度を上げて正確な実態把握が必要でないかと、このように思うんですが、町長はそのようにお考えですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現行の会計における予算決算は、地方自治法に基づいておるといことですね。客観的で確実に管理できる現金収支を単年度ごとに厳密に管理する現金主義による単式簿記方式となっているということも、私は大事なことだと思っております。予算の執行状況を管理する仕組みとして、すぐれた精度の高いものというふうに理解しております。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 町長がおっしゃったように、単式の簿記も重要だと、こういうようにおっしゃっているんですが、もう、そういう時代ではないというようなことを、これから具体的に一度例を挙げて質問したいと思います。

今まで国のほうで財政の正確な実態把握のために、国はどのような指導をしてきたかお聞きをしたいと思えますし、それを実行するためにどのような計画を立てて取り組んでこられたかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現行の会計は、精度の高いものと、まず認識しているということ。現行の現金主義会計において、把握されない資産情報等を補完するために、新地方公会計の推進として、発生主義による財務諸表の整備が国により要請されているということで、本町におきましても、総務省方式の改定モデル方式により、普通会計決算に基づく財務書類4表を

作成しまして、公表を行っているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今おっしゃっていたのが、多分、平成20年から平成24年にかけて実施されました当町の財政改革実施計画のことだと思います。

これによりまして、この計画は平成24年度中に完了したということで、ホームページ等でも公示がされているわけですが、そのことについてお聞きをしたいと思います。

本当にこのことが完全にできているのですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新地方公会計の推進として、発生主義による財務諸表の整備が国により要請されておりまして、本町におきましても、総務省方式改定モデル方式により普通会計決算に基づく財務書類4表を作成しまして公表を行っております。

財務書類4表につきましては、財政活動を包括的かつコンパクトに開示するための一つの方式として考えており、これを活用して財政改革内容、あるいは課題等の整備を実施、実施はできていないということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 正確であるというお話でしたけども、具体的に本当にそうかなというようにことで質問をしたいと思います。

今おっしゃった財政数値、指数を示す4表というのがありまして、それがホームページに公開されています。この数字は、本当に正確な実態が把握できている、町民が信じてよい町民の一番大事な関心事というのは、やはり町民のほんまの資産、ここに住んでいて夕張市みたいに、もしも破綻した場合に、極端に言えば、学校は縮小される、病院は1時間、2時間かかって行かなければならない、町営バスはなくなる、こういう状態にならないようにという思いなんです。

そういう意味からいきますと、京丹波町の町民一人当たりの資産というのが、どれぐらいの金額でされているのかどうかということと同じように、京都府民一人としての純資産は幾らになっているのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公開しております財務書類4表につきましては、総務省方式改定モデル方式に基づきまして、適切に作成しております。

なお、固定資産につきましては、決算統計における普通建設事業費の積み上げとなっている、ご存じだと思いますが、なっております。そこで、普通会計における京丹波町民一人当たりの純資産は311万6,000円です。そして京都府民一人当たりの純資産は27万円というふうに公表されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 町長もわかって答えておられると思いますので、これ以上の質問するのは酷かもわかりませんが、先ほどお話がありました総務省の改訂版の指導に基づきまして、京都府も京丹波町も同じようにやっているんです。

ところが、今も話がありましたように、京丹波町民は310万円余りの純資産がある。京都府民としては27万円しかない。これは、やはりこの数字が同じ国の指導で同じモデルを使ってやっているのに、こういう結果になるということに、私は疑問を感じられないのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それは、京都府と本町の純資産の差についてのご質問なんです。府よりも基礎自治体である市町村のほうが人口割で換算しますと資産が多いこと、京都府のほうが資産整備における地方債割合が高いため、負債の割合が多いこと。府は資産整備において補助が国庫のみに限られているのに対しまして、本町は、国・府より補助金の交付を受けられるため、純資産の割合が高くなると、こういった要因によるものだと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） もらうところが多いさかい、窓口が多いさかい、金がようけ入るといふ論法にはならないと思うんです。1社でもたくさんのお金を入れてくれるところがあれば、10社で極端にいうたら1万円ずつ10万円よりは、一とこで100万円入ったほうが多くなるわけですから、必ずしもそういうことではないような気がいたします。やっぱり一番大事なのは、先ほど町長もちらっとおっしゃったように、資産の再評価なり、また資産を投資として入れるときに、投資金額イコール資産というように考えていることに間違いがあると。

これも過去に質問いたしましたら、町長は、私はそんな処理をしとうないと、こうおっしゃいましたけど、例えば、土地開発公社から今買い戻してます。例えばの話ですけど、5億円で買い戻したうち3億円が当初の購入価格で、2億円が利息だったと、こうしますと、普通考えますと、3億円が資産になって、2億円は経費なんです。ところが、京丹波町のこの

方針は、5億円が全部資産に入っているんですね。こういう資産を町民が見て、310万円資産があるさかい、大丈夫な町に住んでいるんだと、こう思わせているのは、やっぱり僕はごっつい問題があると思います。

一つ、これ以上は言いませんけども、今後、このことについては十分考えていただきたい、このように思います。こういうことを前提に、次の質問に入りたいと思っています。

平成26年度に、公営企業法に適合するために、水道事業特別会計に新しい会計制度を導入されます。これは、今回は、水道だけですけども、同じように公営企業法に適合する会計というのはほかにあるのかどうか、あるとしたら具体的にどういうものが考えられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町におきましては、現在地方公営企業法が適用される病院事業会計につきましては、公営企業会計を導入しております。今後、水道事業につきましては、統合簡易水道事業完了後に公営企業会計に移行する予定でございます。

ご質問はなかったかと思いますが、下水道事業につきましては、国において地方公営企業法適用範囲の拡大の研究、検討が行われておりますので、将来的には対象となる可能性がありますので、国の動向を注視していきたいということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 公営企業法というのがありまして、それに適合するとしたら、一番気になりますのが、私は下水だと思います。これは、なぜかといいますと、下水事業というのは、設備が表に見える部分と配管が全部地下に入るわけですね。上水ですと、高圧で送りますから、漏水なんかしたら、現状が全部把握できるわけです。下水は自然に流れるわけですから、目に見えて下水管から水が漏れているというときは、取り返しがつかん状態になっているんですね。

そういう意味では、いわゆる複式簿記によります設備投資の減価償却台帳をつくって耐用年数にあった設備をやっていくということが必要だと思いますので、国がするせんよりも、やはり下水道も考えなければならぬんじゃないかと思います。

ほかにも、町営バス事業とか、前も申し上げていましたCATV事業なんかも、やはり町がやっているわけですから、事業としてそういう会計制度を導入してやるべきでないかなと思っています。

そこで、今回の平成26年度に予算化された水道会計を導入するために、5,000万円が予算化されています。これは本当にこの5,000万円を投入して、それだけの費用対効

果が考えられるというように分析されているのか、なぜこういう分析がされたのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 企業会計への移行には一定額を必要としますが、水道事業の経営状況が明確に町民の皆さんに伝わりやすくすることや、資産の現在価値を把握することによりまして、将来の施設更新計画の策定が可能となることなどの効果を得られると考えて、今おっしゃったとおり5,000万円を予算化しているんだと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今おっしゃったように、確かにずっと申し上げているように、経営の内容が町民一人ひとりにどれだけの水道に水道料金を払っているけども、実際はそれ以上かかっているとかいうようなことがよく把握できますし、また、投資した設備の老朽化、耐用年数が把握できますので、水道が事故でとまってしまってからというんじゃないし、前もって手を打てますので、その効果は十分にあると思うんです。

ところが、その効果とこの5,000万円とが、本当に費用対効果が望める数字なのかどうか、若干私は疑問に思います。

そういう点で、5,000万円要するという予算化されたときに、もう少しいろいろなことを分析される必要があるんじゃないかなというように、これちょっと専門的なこととなりますので、町長じゃなしに担当者の方から答えてもらっても結構ですけども、平成26年度に債務負担行為として3,500万円を計上して、平成27年、平成28年に執行されるということになっていますね。もしも、これを今回導入するという公営企業法に適合する会計制度で導入した場合、どういう仕分けをするのか教えてください。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 仕分けという意味は、ちょっと私、わかりづらかったんですけども、今議員がおっしゃいましたように、債務負担行為を含めまして5,000万円の予算を認めていただいております。その5,000万円の仕分けといいますか、内訳という意味にとらせていただいている話なんでございますけれども、5,000万円のうちにつきまして、一番経費を要しますのは、会計システムの構築に1,000万円ほど内訳として入っておりますし、また固定資産の調査、分類、そういったものにつきましても、1,000万円程度の費用を要するところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） まことに失礼な言い方ですけども、仕分けというのは内訳のことじゃ、内容のことじゃなしに、公営企業法に基づきます会計制度で、5,000万円を予算化した場合には、発生主義ですから平成26年度には5,000万円ということをして上げて、いわゆるこれから起きる分については、払うまでの間、未払い金なり、または繰り延べ資産なりという勘定で仕分けをしておくということが理解していただけない状態で、こういう5,000万円を使って公会計制度を入れても、先ほどからくどく質問しています4表の個人資産、純資産の数字と同じように、国の指導に基づいてはいますけども、実態はかけ離れたものになるということの二の舞になる可能性があります。一つ、そういうことがないようにしたい、してほしいという意味では、非常に今までそういう企業会計とかそういうことに携わっておられない方に申し上げるのは、非常に酷かもわかりませんが、事前にもう少しそういう公会計制度なり複式簿記なり、発生主義なり、そういうことについて勉強をしておいていただく必要があるのではないかなと、このように思うんです。

今も、この質問に水道課長が答えていただきました。これは水道課やから答えていただいたと思うんですが、本来、これはおかしいと思います。縦割りやから水道がやっている、今度は下水がやったら、また下水道課、課長は一緒ですからよろしいですけど、やるのかと、ほかのところがやったら違うのか、こうなりますと、専門家を養う、つくらないと、こんなことは無理なことなんです。だから従来の縦割りの組織で考えるのではなくて、やはり横割りの、例えば、財務管理やとか、人事管理やとかいうのは、総務部にそういう専門の組織をつくられて、ノウハウの蓄積と人材の確保をされないと、財政改正5カ年計画と、取り組んだ全く同じように、金は使って表向きはできたけども、実際の効果はほとんどない、実態を把握できないというようなことになりかねないかなと思いました。

そういう意味では、導入をされるまでに、そういう受け入れ体制をもう一遍構築されるおつもりがないかどうか、町長にお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予算を提案させてもらって、私の認識では、どうしたって今の会計から公会計へとかいうふうに変えるためには、いろいろな人の会計士とか税理士さんの力、あるいは、多分ソフトを導入するのにこれぐらいの費用がかかるんだろうなということで、予算要求させてもらったんです。担当者が、今お答えしたようなことは、村山議員さんがおっしゃっている、例えば、償却資産を累計していくわけですが、その際に、わかるのはわかるんですね、幾らぐらい劣化したということが金額で、それは非常に大事なことなんですけれど、私が町長になって気づくことは、せやから言うて、金がないさかいに言うて、上水道に

しても、あるいは下水道にしても、金がないさかいは償却累計はわかっておったんやけれど、それだけの現金ないし資産が積めていなかったというときでも、そのことを実施せんなんというようなどころがあるなど、そのことが費用対効果というだけで、なかなか判断できないということで、非常に心もとないんですけれど、公会計システムに、いわゆる企業会計システム、複式簿記式にすると、ある程度は金がなかろうがあろうが、実態が明確になるということで、悪くないというような大まかな考え方で5,000万円ぐらいはかかるんだらうということで提案をさせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今も町長がおっしゃったように、今まで現金主義で単式簿記をしておられた方に、何ほ説明しても理解がしていただけない部分があるかと思うんです。

ただ、町長に一つ私の言っている費用対効果という言葉について、もう一度私の言っていることをご理解いただきたいと思いますので、あえて申し上げておきますけども、費用がかかる金額が多いとか少ないとかいう問題じゃないんです、費用対効果というのは。同じことでも、500万円かけてその効果が町民にとって何にもならないんなら無駄なことですし、5,000万円かけても町民のかなりの人が、そのことによってここに住んでよかったという実感をしてもらえるような投資、予算化であれば、これは費用対効果があるわけです。

費用対効果というのは、そういう部分でありますので、そういう費用対効果を把握しようと思いますと、やはり複式簿記にして、ちゃんとした財政の実態が把握できないと、予測に基づいてやりますと、これは町長に、釈迦に説法ですけど、企業経営でも同じだと思うんです。売り上げがあるさかい利益が上がっているということも限りませんし、極端に言うたら、売り上げは減ったけども、実質利益が上がるような改善をしたために、利益は上がっていると、どちらを選ぶかというのは、経済の状況によって積極的に出るのか、守りに徹するのか、そういうトップの方の考え方がそこにあらわれてくると、このように思います。

行政も、そういう意味では実態を把握していただいて、トップなり、またはそのブレーンとなる人が、もう少しそういうことに関心を持っていただいて、町長にアドバイスをさせていただくような、ブレーンをつくっておられることが大事じゃないかと。

そういう意味では、そういう専門職にしたいところを、人事と財務については、そういうポジションをつくられて、7年とか5年とか人事異動させずに、組織としてのノウハウをためてもらふなり、また人物としての自分の技能を上げてもらふなりという体制をつくっていただく必要があると思います。

そういうことを、一日でも早くしていただいて、これから厳しい状態になることは必至です。一つ有意義な財政運営ができるような体制をつくっていただけることを、期待いたしまして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩をいたします。10時35分まで。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、松村篤郎君の発言を許可します。

松村君。

○2番（松村篤郎君） 2番、松村です。ただいま議長からお許しを得ましたので、通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、今年度、平成26年度から町内の防災行政無線システムをデジタル化に取り組みようとしておられますが、今議会の当初の行政報告の中にも、町長はこの件について調査等を進めていくということを報告されました。したがって、今後、京丹波町において行政防災無線がどのような形に変わるのか、質問させていただきます。

まず最初に、本町の防災無線の状況と課題は、どのようなものがあるかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の防災行政無線ですが、同報系と移動系の2種類がございます。同報系防災行政無線とは、和知地区で整備されております屋外の拡声局と戸別受信機になります。

これらは、ケーブルテレビの告知放送において、その役割を引き継ぐことができていると考えております。

移動系防災行政無線とは、丹波、瑞穂、和知地区において、それぞれ整備されたアナログ移動系システム、いわゆる車載用無線機及び携帯無線機を、おのおので継続運用をしているものです。

このアナログ移動系無線設備には、互換性がないために、地区間での通信が行えず、災害時に迅速かつ的確な情報等の収集及び伝達ができない状況となっております。

また、老朽化により運用できる数が減少しておりまして、部品の入手も困難で、修理がままならない状況にあります。

今回、デジタル化に取り組むこととしていますのは、移動系防災行政無線ということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） ただいまの町長の答弁によりますと、旧地区和知並びに丹波、瑞穂地区において、全町一斉の同報というのが、いま不可能であるという認識をさせていただきました。

和知地域におきましては、新しく構築されましたケーブルテレビシステムによって告知放送等で全町的に同報の警報等周知ができるようになってきていることは、大変有効なことであると思いますが、今回、整備されようとされます互換性のあるシステム、それはまずデジタル化によるものであろうと思います。

したがって、デジタル化にするメリットというのは、どの辺に重点を置かれておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでの個々の通信エリアが統合されまして、直接通信のできる範囲が広がります。デジタル化によるメリットの主なものとしましては、1周波数で複数の通信ができることとなりますので、同時に複数の災害現場から報告を受けることが可能となります。

また、携帯電話のように、相手を指定した通信も可能になります。さらに、デジタル方式であるため、通信品質が向上するというところでございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 今申されましたメリットを要約させていただいております。私のほうも、一応調べさせていただきましたが、今回、親局はどこに設置されるとか、そういうことは今後検討されると思うんですが、今、町長が申されましたデジタル化のメリットの中で、災害時に電話や携帯電話が全く使用できなくなっても、役場や避難所等の通信が確保できるという大きなメリットがあると思います。それと、音声の品質の向上とか、それから個別の呼び出し機能の、地区単位で呼び出しができないか、そういったこともできるのではないかと思います。

また、データ通信によって、映像等の情報の送受信も可能になるのではないかと、こういったことも検討に値するのではないかと思います。

それと、親局の起動によりまして、町のホームページによる情報伝達、ケーブルテレビで

の緊急L字放送、携帯電話、パソコン等への電子メール配信、それからテレホンガイド等による音声案内、またファクスによる文字情報の送信等を、これはデジタル化によって実現可能ではないかというふうに思われます。

こういったことも踏まえてのデジタル化ではないかというふうに思います。

それでは、今後の整備方針及び整備計画につきまして、基本的整備方針等をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併当初から既存の移動系防災行政無線の課題として、旧町で運用しておりますアナログ無線設備に互換性がなく、町として一体的な運用ができなかったため、全町統一したシステムの整備が必要とされてまいりました。

そのため、今回国の周波数有効利用の方針等に基づき、デジタル移動通信システムを導入することにより、災害時の情報収集、連絡手段の確保を全町統一した形で可能とすることにいたしました。

今年度は、電波が到達する範囲の調査を行うとともに、実施設計を行うこととし、平成27年度において設置工事を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 基本方針等、簡単にご説明いただいたわけなんですけど、もう少し中身に入りますと、対象地域というのは、当然、町内全域の住宅の存在する場所ということになりますし、また、不特定多数の買い物客や観光客が集まる場所ということになります。

それと、対象者等、整備の目安でございますが、屋外にいる人、放送内容が聞き取れるように整備をされるものと思いますし、屋内にいる人につきましては、無線放送は注意喚起の一端を担うように整備をしていただきたいというふうに希望するところでございます。

また、避難所、地域活動拠点との通信の確保ということで、災害時の避難所となります小中学校、公民館など、防災拠点に子局の設置が必要ではないかと考えます。

電話等の通信が寸断された避難所においては、情報伝達、中には物資や医療などの要請、また安否確認などの手段として、双方向通信が可能なデジタル方式の防災無線の存在は欠かせないものと、私がかたく信じるところでございます。

無線放送の補充事業の検討ということで、デジタル化のメリットということで、その中に含まれるわけなんですけど、先ほど申しましたホームページやケーブルテレビとの連動、そういったことも可能になるかと思えます。

それから、検討されるかどうかわかりませんが、集落放送の検討ということで、災害時に行政の指示を待たずに、自主避難する場合等、集落からのみの緊急情報の伝達手段として、集落放送機能の検討はなされるのか、戸別受信機の整備や他のツールの利用で導入が検討されるのかどうか、この辺も検討課題にさせていただきたい。

それから、もちろん移動系は、検討されているということですが、通信方式の検討として、町内は光ケーブル等、ケーブルテレビが整備されておりますので、これらについて十分な活用ができるのではないかと考えます。

また、新しく拡声器の子局を設置される場合には、新規の鉄塔等、町有地の活用を最大限に利用されてはいかがかと考えます。

続きまして、整備計画を今、少し話されましたけれども、センター機能、中継局を含むそういうものも必要かと思いますが、放送内容の確認ですね、移動無線車等で拡声器のついた自動車等で放送されて回るといふことと、固定のものもあろうかと思うんですが、それが確かに住民に伝わっているかどうかという外部からの確認も必要ではないかというふうに思います。

整備の基本機能として、そういったことの中に、職員の参集連絡機能、並びに J -アラートに対応、ぜひしていただきたい。

それから、遠隔操作のできる遠隔操作卓、そういったものも検討いただきたい。

それから、他の情報伝達ツールとの連携機能、いわゆるエリアメールとか緊急速報メール、それと先ほど申しました C A テレビの L 字放送等の機能を備えてもらえたら大変いいのではないかと思います。

屋外の拡声局機能につきましては、未音達地域の解消を、ぜひしていただきたい。それから、双方向通信機能、何方所か避難所となります公民館、学校、幼稚園、保育所、それから地域の活動拠点等との双方向通信ができるということも、ぜひ検討の一つに値するのではないかと思います。

それから、戸別受信機の機能ですが、聴覚障害の対象者といたしまして、C A テレビで、文字だけで放送の告知をされましても、それは本当に緊急なものかどうかというのが、ぱっと見てわかる、容易にわかる、そういうシステムが必要でないかというように考えるところです。

グループ放送等も、先ほど申しました地区別放送や集落別放送も考えていただきたい。それと、修理、施工、これは迅速に対応できる業者の選定、これも重要ではないかというふうに思います。故障時の対応は、もちろん 24 時間、365 日可能であることが前提となろう

かと思えますし、障害時での迅速な技術者派遣は、1時間、30分以内にできるような対応も必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

町長にお聞きしたいのは、先ほど、先に答弁いただきましたように、整備のスケジュールでございますけれども、基本設計が今年度からでしたか、そして設置工事が平成27年度ということでございます。

危機管理室とのかかわりについて、少しお尋ねしたいんですが、災害対策や交通安全対策、または生活の安全、そういったことは京丹波町の災害、防災規定、または京丹波町無線局運用管理規定等などの活用によりまして、災害から安全に町民を確保するための新しい担当と思えますが、どの程度の範囲、危機管理室としての業務を担われるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 松村議員さん、専門的な立場からご質問いただいておりますが、言うてもらったとおり、今年度は、電波が到達する範囲の調査を行うこととしまして、実施設計も行うこととしております。工事は平成27年度ということですよ。

危機管理室とのかかわりですが、事業担当部署として、設置運用に取り組ませたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 大体新しく導入されます防災無線システムの概要につきまして、これから、細かい詳細についての検討がなされようとしておりますので、これ以外にもいろいろと個別の対応につきましてあるんですが、省略させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど、私、簡単に、今年度は電波が到達する範囲の調査を行うことと、実施設計というふうに答弁させてもらったんですが、担当の係の者が詳細に答弁しますので、お許しいただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいま、松村議員のほうから防災行政無線の関係につきまして、説明をいただいているところでございますけれども、まず最初に、町長のほうが答弁をいたしましたように、本年度から事業に取り組んでいきますのは、防災行政無線のうちの移動局というものでございまして、これは、先ほども説明しましたように、もともと旧町にそれぞれ

れ携帯の無線基地を持って現場からの指令とか情報を入手していた状況でございます。その車載型でありますとか、携帯型の無線機を、今回新たに新町において更新をするものでございます。

更新をしますのは、主には無線機ということになりますので、災害現場等からの情報を直接本町のほうで入手をいたしまして、また、的確に指示を現場に出すというようなシステムを構築していくものでございます。

現在、ケーブルテレビにおきまして、旧和知町で、今和知地区にあります防災行政無線、各ご家庭に受信機を置いて情報をとられていた防災行政無線については、ケーブルテレビがその情報伝達手段をかわりに行うということから、現在につきましては、定時のお帰り放送とか、あるいは火災時のサイレンの吹鳴等にとどめている状況でございます。

したがいまして、本年から実施をしますものにつきましては、現場で活用します車につけております車載用の無線機、あるいは職員なり消防団幹部等がっております無線機につきまして、整備をさせていただくというものでございます。

なお、中継局等でございますけれども、これから本格的に実施設計をするところでございますけれども、基本的には三つの中継局というものを受信基地を立てまして、さらにそれを補完する意味で町内に四つの簡易受信局を設置して、合計七つの受信局によりまして、本町と各周辺の行政区等々との連絡調整を行うという予定としております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） ちょっと確認させてもらうんですが、それじゃ、現在、和知地区で使われております屋外の拡声子機、それについては撤去される予定なのでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、和知地区で運用をしております防災行政無線の受信機ですが、今も引き続いて運用をしているところでございまして、この後、一定の年数がたち、また修繕等の必要が出てまいるというふうにも予想をしております。そのぎりぎり運用ができる部分までは、現在のままで活用をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 有効活用を続けていっていただくということで、併用ということに、これはもちろんアナログだと思うんですが、移動系のデジタル無線装置と、現在あります同報系のアナログ式のやつとか、混在するということになりますね。それで間違いはないですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、整備いたしますのは、消防団等も含めますけれども、行政に限って運用をさせていただく無線機の整備でございます。

したがいまして、現在、ケーブルテレビにおきまして、緊急時の放送とかJ-アラートとか、そういったものも、全てケーブルテレビが災害時の伝達の通信手段として活用をしております。あわせまして、和知地区におきましては、同報系の防災行政無線があって、それも運用をしているというところでございます。

今回の整備の移動系につきましては、主に行政側での使用ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） ちょっと私が想像していた防災行政無線のイメージとはちょっと違う形の考えのようでございますが、いずれは全町的に一つのシステムの中で防災行政無線、とにかく所要電源が絶たれたらケーブルテレビ等も見られないわけですし、告知放送も聞けないということもありますし、今は、太陽光発電で、自家発電されている家庭も多いということではありますが、ほとんどのうちが所要電源遮断ということになりますと、情報を得る手段がないということで、防災無線を頼らざるを得ないということでございますが、その辺のところはしっかり、これから行政のほう为主体となって進めていただくことを、切にお願い申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次、2点目の質問に入らせていただきます。

町の教育現場の危機管理につきまして、教育長にお尋ねいたします。

危機管理のマニュアル等は、各校作成はされていると思うんでございますけれども、その危機管理マニュアルは、京都府の教育委員会のマニュアルが基本となっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 危機管理マニュアルにつきましては、それぞれ府のマニュアル等も参考にしながら、それぞれ学校のいろいろな実態もございますので、それにあわせて学校独自で、それぞれ参考にしながら危機管理マニュアルは作成していただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 学校独自で京都府の指導に基づいて作成されているということでございますけれども、基本方針が全て網羅されているかということでございますけれども、5点ほどあるんですが、危機管理の必要性とか、危機管理の目的、それから各校の課題、各校それ

ぞれの課題があろうと思います。それと、課題を補う危機管理の体制、それと最後に保護者、地域社会、関係機関との連携を図る上での留意点等があるんですが、その中で保護者への連絡網体制というのは、各学校で作成されていると思うんですが、この連絡体制というのは、保護者に配付されておりますお知らせですね、気象警報等発表における学校の対応のお知らせということで、教育委員会は、4月1日に保護者のほうに配付されております。うちも孫が小学校へ行っておりますんで、目にしたことがあるんですが、これの状況に応じての気象警報の発表がなされた場合、次の質問と関係があるんですが、学校にあります電話回線が、1回線の場合、なかなか全ての保護者に連絡するのに、1回線ではなかなかはけないと、時間的なロスがかなり出てくるということ、ある校長からお聞きしたことがあるんですが、せめてもう1回線あればなというような声も聞かせていただいておりますが、現在、そういった学校にあります契約されております固定回線が1回線だけの学校というのは、現状あるんでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 固定の電話回線が1回線だけの学校につきましては、竹野小学校と須知幼稚園が1回線のみとなっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 警報等が発表されますと、CAテレビで音声告知放送がされますし、登校後に発表されたときには、早帰りの連絡を保護者等に連絡されるわけですけど、今申しましたように、それに時間的なずれが起きてきているという問題等は、今のところ何ら発生はしていないんですか、1回線しかないという学校におきまして。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在のところ、それぞれ学校で機敏に対応しておりますので、そういった問題を聞いたということはありません。現在、携帯電話の契約が丹波地区の学校4校と須知幼稚園には1台ずつ携帯電話を備えつけておりますので、そのあたりも活用して保護者への通知はしていただいているものと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 次の質問の答弁もしていただいたんですが、携帯電話も、もちろん連絡用としてお使いになれるということでしたら問題はないのですが、私がお聞きしたときでは、固定電話でしか連絡はしていないということをお聞きしたので、その辺、私の認

識の違いがあったのかと思います。

学校現場で適切な危機管理についての対応がされているということを確認をさせていただいております。

続きまして、3番目の学童保育につきまして、質問いたしたいんですが、現在、丹波、瑞穂、和知の3地区で学童保育がされておりますが、現在の状況を少しお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学童保育の状況でございますけれども、平成26年5月1日現在、登録児童数は丹波地区で47名、瑞穂地区で42名、和知地区で24名の登録がございます。

丹波地区におきましては、旧須知小学校内、瑞穂地区におきましては、旧桧山保育所、和知地区におきましては、和知小学校内で、現在実施をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 平成26年度の募集要項を見させていただきますと、地域ごとの児童受け入れを原則としますということがうたわれておりますし、また、送迎についてのことはうたわれていないんですが、その辺のことでお尋ねしたいんですが、送迎について募集要項の中に何らうたわれていないというのは、何か意図があつてのことなのでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 送迎につきましては、特に意図は何もございません。丹波地域の下山小学校と竹野小学校につきましては、各学校の下校時間に合わせて公用車で迎えにいきまして、実施施設の旧須知小学校まで送っているという状況でございます。

あとにつきましては、それぞれまとまって、保育場所のほうに移動しているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 今、各地区での利用されている人数等をお聞きしたんですが、瑞穂地区並びに和知地区につきましては、学校から近いということで、ほとんど送迎は要らないんですが、下山並びに竹野小学校においては、下校時から送迎をされていて、保護者が終了のときには迎えに行かれていますということなんですが、実は、ある家庭からちょっとお願ひをされたわけなんですが、募集要項の中にあります、地区ごとで募集ということは書かれているのに、ちょっと不信感を持たれるということなんですが、京丹波町として合併して来年で

10周年ということになります。そんな中で、合併の効果がこれでは上がっていないのではないかと、私自身も思いますし、地域別の募集を改めて選択制にするというお考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 地区別の募集についてでございますけれども、住民の皆さん方から学校区単位の実施ができないかというご要望は聞いておるところでございます。

町内3地区の自由選択制にいたしますと、学校から学童保育場所へ移動するルートが、かなり増えまして、移動手段の確保が非常に難しいことから、現時点では自由選択制にするということについては、考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 行政は縦割りなんで、子育て支援課のほうでは、保育所は3保育所をどこでも自由に選んでいただいて、親御さんが勤務される近くの、また通勤ルートの保育所を選ばれて入所させているということですが、その引き続きとしまして、小学校へ入った低学年等につきましても、そういった体制がとれたらありがたいという要望を聞いておりますし、私も、それは確かに一理あるなというふうに考えております。

例えば、下山小学校の学童が、ほかの保育を受けるときに、須知小学校まで学校の配慮で送っていただいておりますが、親御さんの勤めは和知から綾部の方面だと、帰りに和知小学校へよって連れて帰れるのに、わざわざ須知まで迎えに行かなければならない、これ何とかならんかなというようなご意見を伺ったものでございます。

また、確かにそういう面、下山小学校だけでなしに、ほかでもあろうかと思うので、今後の課題として、ぜひ考えていただけたら大変ありがたいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

町への要望書や陳情書につきまして、各地区、団体等から町長及び担当課に対して提出されていると思うんですが、平成25年度の状況についてお伺いしたいと思います。

私、過去何回か同じような質問をさせていただいておりますが、平成24年3月議会と平成24年の12月議会にさせていただいております。3月議会では、平成23年度中の受理件数は114件の242項目、上部機関への要望28件、年度内対応件数が42件で集落内の道路の舗装や修繕、側溝修理等をお伺いしております。

また、12月議会におきましては、これらの中で上部機関への働きかけの状況について質

問もさせていただきまして、答弁もいただいておりますが、今回平成25年度中に受理した件数は、どれぐらいあったのか、それから要望に応えられた案件、その主な内容、また、案件に対しての検討して回答を要した期間とか、無回答はなかったのか、そして平成26年度に入って5月までの受理した件数は、何件ありまして、その主な内容はどのようなものなのか、一括して質問させていただきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度中に、町内の区、あるいは振興会などから受理した要望数、117件でございます。そのうち要望にお応えできたのは74件、お応えできなかったのが12件、検討調整中が2件、要望を受け関係機関に上申したものが29件ということです。

主な内容としましては、道路改修など、地域の生活基盤に係る要望が多く占めております。また、平成25年度の特徴としましては、9月の台風18号による被害箇所の早期復旧について、多く要望をいただきました。

なお、回答に当たっては、担当課において現地確認や区長様等への聞き取りなどを行いまして、内容によっては、長短はございますが、1カ月程度で回答を行っております。無回答はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） 最後、続けて申しましたんで、一括になりました、今年度に入ってから件数、わかりましたらお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度につきましては、これまで17件の要望をいただいております、その多くが道路改修に係る要望でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○2番（松村篤郎君） これで質問することは全て終わりました。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

ちょっと早いようですが、暫時休憩をして、午後は1時からとさせていただきたいと思っております。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） 1番、公明党の森田幸子です。

平成26年第2回定例会における私の一般質問を通告書に従いまして行ってまいります。

1番、公園整備及び管理について、須知川河川水辺公園の入り口標識に、次のような言葉が書かれてありました。「この公園で子どもたちは、自由に遊ぶことができます。遊びながら人を大切にする心、自然を大切にする心、物を大切にする心を学んでください。」など、木製のたくさんの遊具が設置されております。

また、水辺公園のイメージをあらわして、遊具の周りには水が張ってありました。標識の言葉のように、真新しい公園が目に見えなくなります。何年も月日がたてば、同じようにはいきません。それでも少しずつ修理をし、掃除などの委託もされ管理されてきておりますが、横にある小川は、どのような管理をされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知水辺公園の小川部分につきましては、土砂等の堆積があった場合は、その都度撤去しております。昨年度においても、土砂撤去を行ったところでございます。以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 土砂撤去と言われても、すごく長いこと藻とかいろいろなものが堆積されて、昨年にしていただいたような掃除の後の形跡はなかったのですが、須知川じゃなしに、こっちの道のほうの小川のことを言っているんですが、そのことでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 昨年におきましては、小川部分の土砂の撤去を行いました。ただし、現在は、昨年9月の台風で、小川に流入する箇所には土砂が堆積しております。また、下流の排出する部分にも、須知川本川の土砂が堆積しておりまして、その部分につきまして、須知川を管理されております京都府のほうに、土砂の撤去等をお願いしている状態でございます。今現在、土砂堆積前のような状態では、河川の流れがございませんので、多少、また堆積しているかというふうには考えておりますが、なるべく早く、本川の須知川の土砂の撤去を京都府のほうをお願いしているところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） あの小川は、ずっと流れが流れているそういうものなんですね。そうしたら、今府のほうに堆積の除去をしていただいたら、そういうようになるということでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 入り口部分から水を、子どもといますか、水辺で遊べるような状態になっておりますので、それほどきつい流れではございませんけど、小川というかせせらぎ状態で流れる状態で計画されている河川でございますので、入り口と出口の部分の土砂の撤去を行えば、本来の姿に戻るといふふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次、2番目に、トイレの照明が、いたずらで赤色のスプレーがかけられて、赤色の照明が気持ち悪いとの苦情を聞いています。改修する考えはないか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現地を確認させていただきました。男子トイレの照明器具が青色に、女子トイレの照明が赤色に、障害者用トイレが黄色に塗られておりましたので、先日器具の洗浄を行ったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次、3番。危険な遊具は撤収されると聞いたのですが、いつごろになるのか、またどの遊具がなくなるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公園供用時には、子どもを対象とした遊具の設置にとどめておまして、健康増進のための遊具設置については、更新時に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今の更新時は、いつごろになるのか、また、これまで設置されている遊具の周りに、タイル張りで水が張られるようになっております。そのタイルが欠けたりはがれたりしているが、今後、そのところはどのように改善されるのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 危険な遊具等については利用しないようにということで、プレート等を張っておまして、今すぐ全ての遊具、危険な遊具は利用を控えていただくとい

うことで、利用者の方にはわかるように表示しているところでございます。

遊具の更新等につきましては、予算の関係もございますので、現在の公園、10年以上が経過をしておりますので、財源も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、お尋ねしました水が張られるタイル張りが欠けたりしている、そのところも、また改修というか、お願いしていただけるのですね。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 元の状態に戻すというのが基本でございますので、そういった分も含めて改修等につきましては、検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 先ほど、町長さんに少しお答えしていただいたんですが、4番目に須知公園と水辺公園に子どもから大人まで使用することができる健康遊具を設置してほしいとの町民様から要望を聞いております。親子で来ていて子どもを見ながら親も体のストレッチができ、また公園を利用してウォーキングをしている高齢者の方も利用できると、また、子どもの遊具よりはお金も割安であり、健康遊具を設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うてもらった健康増進のための遊具、このことは、課長が答弁しています更新時に検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 最後、5番目に、健康遊具購入に町全体に希望される方に対して助成制度を導入する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的な要望が出た時点で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 2番目に、丹波自然運動公園施設整備についてお伺いいたします。

府立の自然公園ですが、地元で利用している立場からの声を府に届けていただきたい思いでさせていただきます。

一つ目、府立の公園として、年間の利用数は約56万人で、年々増加傾向にあり、またス

ポーツトレーニングセンター施設の設置が決まり、ますます充実に向けて進んでいけるようお願いしております。

休日などは、子どもの広場もたくさんの親子連れでにぎわっているが、トイレが和式であるため、子どもが使えなくて大変な思いをしております。

また、高齢者の方も、足腰が悪くて、洋式でないと使えないなど、体育館においては、障害者スポーツのつどいも行われております。7カ所にトイレが設置されているが、オストメイト用以外は、全て和式となっております。洋式に改修する考えはないか、お伺いします。

まとめてさせていただきます。2番目には、授乳室の近くに貸出用のベビーカーなどを置いて、皆さんに使っていただく考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子ども広場に最も近いトイレ棟には、オストメイト対応の多目的トイレと洋式トイレが設置されております。このほか、洋式トイレが設置されている施設は、宿泊棟の一部、プール管理棟、天文館などです。このほかの施設につきましては、障害者用トイレ以外は全て和式となっております。

公園利用者のニーズ確保に向けまして、指定管理者である公園協力会等を通じて、改修されるように要望してまいりたいと思います。

それと、利用者の要望や状況を踏まえて、ベビーカーですが、検討していただくように、指定管理者の公園協力会に伝えたいと思います。授乳室近くに貸出用ベビーカーを置いてもらうように、協力会に要望します。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次、3番目に、動物愛護管理について、動物に思いやりを持つことは、結果として人への思いやりに通じると言われております。愛犬手帳には、狂犬病予防や動物の使用管理と愛護に関する条例など書かれてあります。狂犬病予防法において、予防注射の義務づけがされております。本町においても、4月に全町を巡回して狂犬病予防注射の実施が行われております。

そこで、一つ目に、本町における犬の飼育件数と狂犬病予防注射の接種率はどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度末現在で把握している犬の飼育頭数ですが1,756頭で、狂犬病予防注射済票を交付したのは883頭、接種率は50.3%です。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 50%の接種率ということで、町行政としては、飼育件数に対して半分なんですけど、あとの半分はどういった対応をされているのか、飼育件数について登録されているのに接種されていないところは、再度の連絡はできているのか、また、再度の連絡をすることにより、犬の飼育件数の確認につながるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただいまのご質問でございますが、京都府に比べましても接種率は低い状況でございます。この一つの原因といたしましては、飼育数、先ほども町長が申しましたように、1,756頭ということでございましたが、その中で死亡した犬とかがおありまして、そういったところの連絡も少ないというところもありますし、うちからの調査を今後していきたいというふうに考えております。

そういったところに関しまして、どれぐらいの年の犬がいるかということも把握しておりますので、おおむね13年から以上の犬につきましては、そういったところを確認しながら、電話確認しながら、そういった状況を把握しておりますが、なかなか全件できない部分もございまして、こういった分母が減らないというのも、一つの理由になってくるかと思っております。

今後におきましても、そういった調査を1軒1軒聞きながら、そういった把握をして接種率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 私も犬が好きで飼っているんですが、亡くなったときに役場に申し出たかを思って考えているんですが、申し出てなかったかもしれんなと思って、そういうようなところがたくさんあるかと思っておりますので、またこの分母数の確認もしていただいて、電話で確認を進めていただきたいと思っております。

以前より、犬、猫、殺処分ゼロを目指した取り組みが進んできております。昨年には、殺処分する規定が大変厳しくなりました。本町においては、犬、猫について飼い切れないで申し出される件数は、どのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度中に、犬、猫の飼育が困難となりまして、京丹波町の飼い主から京都府の引き取りに出された数は、犬が1頭、猫が35頭という状況です。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） これまでから、私も犬のことについて一度お尋ねしたときに、犬の殺処分は京丹波町では本当に少ないなと思っていましたので、1頭で少なくても喜んでいますが、やはり、猫に対しては35頭というのは、本当に多い数だと思いますし、このまままた、殺処分ゼロに向けた今後の取り組みについては、どうお考えかお伺いたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） その件につきまして、動物が命を終えるまで適切に飼育すること、いわゆる終生飼育というのが基本でございまして、飼い主の方にむやみに繁殖させることのないように、去勢手術でありますとか、そういった啓蒙啓発に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

今後、飼い主の責任というものを重視するような、動物の愛護並びに管理に関する法律というのが、またそういったところで重点的に改正されたということもあわせて、京都府の対応といたしましても、そういったところを重きにおいて、取り扱ってきているということになっております。

今後、そういったところも含めまして、十分飼い主の方々の認識を新たに啓発を心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、特に猫についての苦情内容なんかは、どういったことがあるのか、何件ぐらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 猫、京都府全体の状況としては、鳴き声やにおいに関する苦情が多くなっております。町にも、ごみ荒らしやふんの被害について相談が寄せられているところです。残余、担当課長から答弁をさせます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、先ほども町長のほうから答弁ありましたように、保健所や市町村への動物の苦情、相談の多くは、犬、猫に関するもので、犬が46%、猫が54%を占めております。いずれも鳴き声とか、におい、臭気に関するものが多くなっております。

平成24年度の鳴き声、臭気の件数といたしましては、猫の苦情件数といたしましては432件となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 432件と、かなり猫に対しては多いのは当然だと思いますし、また猫の苦情は、野良猫に対しての苦情やと思うんですが、特に猫の殺処分数を減少させるために、飼い主のいない猫に対する不妊、去勢手術助成制度を創設する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 飼い猫の不妊、去勢手術については、助成制度を設けている団体もありますが、繁殖を望まない場合は、飼い主の責任で手術を受けていただきたいと考えております。

苦情の対応としては、飼い猫の屋内飼育の啓発を行うとともに、野良猫については、餌やり禁止の指導など、猫をいつかせないための啓発に努めているところでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 野良猫に対する不妊、去勢手術助成制度を創設する考えは、町長さん、ないですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 最後、4番目に、保育所施設整備について、お伺いいたします。

福祉厚生常任委員会で、上豊田保育所の現地踏査に行き、足元の段差のひどさは認識していましたが、余りの現状に驚きました。

一つ目は、園庭がコンクリートであることで、転んだときは、土の上では土を払えば済むところが、コンクリートではすり傷となり大変であるとか、そのコンクリートを取り除く工事に200万円かかると。

二つ目には、屋根用に張ってある波板トタンなどが強風で飛ばされた。風が吹くといつ飛んでくるかと冷や冷やしている。

3番目、段差が多いため、車いすを利用している幼児は受け入れ不可能であるなど、ほかにもたくさんの課題を聞いてまいりました。

これまで、幼児環境など、さまざまな課題や提案については、子ども子育て審議会の答申を受けてから検討するとの答弁がされておりましたが、117人という本町の中では一番多

くの大事な幼児を預かっている施設であります。毎日幼児は危険と隣り合わせの施設で保育を受けているのだと思うと、大変申しわけない気持ちであります。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、施設の老朽化によるさまざまな課題につきましては、認識しております。

ご指摘の箇所につきましては、子どもたちの安心・安全の確保を図るため、再点検を行い対応することといたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成26年第2回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

1点目は、戸籍・住民票・印鑑証明書・納税証明書等発行の窓口業務サービスの向上について、お聞きをいたします。

役場窓口業務のサービス改善と言え、一般的には事務所全体の雰囲気とか、窓口職員の対応、申請から交付までの時間短縮などが上げられますが、今回は、証明書等は取りやすい業務環境の改善等について、提案をさせていただきます。

町内、町外を問わず、フルタイムで働いている人につきましては、現状の窓口業務時間内に証明書を本人が取得しようとするれば、有給休暇をとるか、会社を遅参、早退しなければなりません。証明書の取得に苦労されているということもお聞きをいたしております。

このように通常の窓口業務時間内に来庁できない町民の方のために、南丹市では、既に本庁舎で毎月第2、第4水曜日の2回、午後7時まで戸籍・住民票・印鑑証明書の発行と、印鑑登録業務の窓口業務延長サービスを実施していますことから、本庁におきましても、毎月2回、窓口業務の延長サービスを実施する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 窓口業務の延長サービスを実施するに当たっては、開庁時と同じ業務内容での対応は難しいと考えておりますが、議員ご提案のように、各証明書発行など、比較

的容易な業務内容に限定されてくるとはと思いますが、窓口業務サービスの向上に向けて、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 証明書等の交付等に限定して、窓口業務の延長サービスの実施を検討するというご答弁でございましたが、窓口業務の延長サービスは、職員の超過勤務手当の経費が増額となりますが、それ以外では特に経費というものは必要ありませんし、窓口業務は、戸籍・住民票・印鑑証明などの証明発行業務以外にも、転入・出生・国保の資格取得、得喪等の届け出の受理も重要な業務でありまして、ほとんどの届け出の期間が、期限が2週間以内と、こういうことになっていますことから、月2回の窓口業務延長サービスは、妥当な回数じゃないかなというふうに私は、思っております。

また、町税の夜間収納窓口は、以前より開設されているところでありまして、収納するほうだけはやって、町民へのサービスはしないということになしに、やはり町民への窓口サービス向上に、早期に取り組まれることを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、平日及び土曜日、日曜日、祝日も、住民票、印鑑証明書が交付できる証明書自動交付機を本庁舎と各支所に設置して、発行手数料を窓口発行よりも100円安くするサービスを実施する考えはないか、お聞きをいたします。

戸籍・住民票、それから税務関係原本は、そのほとんどが電子化されまして、そして住民基本台帳カードが発行されたことによりまして、役場窓口以外でも証明書が交付できる自動交付機の設置が他市町村でも進んでおります。フルタイムで働いておられる人には、証明書が楽に取得しやすいという状況にもなりますし、平日でも自動交付機を使えば、窓口で申請書を書く手間も要らず、取得時間が約3分ということになっておりまして、手数料も、住民票が他市町村では200円、印鑑登録証明書は200円と、窓口より100円安く交付をされております。

自動交付機設置によりまして、住民サービスの向上と、窓口職員の業務が軽減し、人件費の節減にもつながってくるということから、まさに一石二鳥でありまして、近隣市町村では、亀岡市で既に設置されており、住民票と印鑑登録証明書は自動交付機で取得できることになっております。

住民票・印鑑証明書等が交付できる証明書自動交付機を本庁舎と各支所に設置し、証明書発行手数料、窓口発行よりも100円安くするサービスを実施される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 証明書自動交付機による証明書発行に当たっては、住民基本台帳カード等、証明専用カードが必要となりますが、現在発行している住基カードの低い交付率から見まして、利用頻度が懸念されるところでございます。

また、窓口対応の現状としましては、住民票の請求などは、職員に必要な内容を確認しながら請求される方が多いことも事実であります。

今後、住民にニーズの調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 住基カードの発行枚数は低いということで、それにつきましては、こういうサービスができるようになれば、増えてくるというふうに私は、考えておりますし、ニーズを調査して検討したいということですが、京都府内の市町村の自動交付機設置状況、また稼働、手数料、徴収状況等につきまして、調査をされておればお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 京都府内の設置状況でございますが、調べたところによりますと、設置されているのは城陽市、先ほども出ていました亀岡市、福知山市、木津川市にも設置されておるといふふうに聞いております。

そういった中で、いろいろとその市のほうにも問い合わせたわけでございますが、経費もかかるということもおっしゃっていました。

それと、福知山市におきましては、利用率が20から30%やというような回答もいただいたところでございます。

いずれにしましても、今後そういった調査をしながら、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 10年前に自動交付機を設置してくれというような提案をしても、一笑に付されるというところではありますが、証明書の原本のほとんどが電子化された現時点では、機械による自動化は時代の趨勢でありまして、民間でしたらとっくにやっているというふうに私は思っております。

確かに、設置費用などの初期投資は必要であります。早期に設置することは住民サービ

スの向上と、役場業務の合理化につながることにありますので、十分ニーズも調査をされまして、早期に設置に向けて検討されることを要望し、次の質問に移ります。

次に、車検に必要な軽自動車税の納税証明書の自動交付機を、本庁舎と各支所に設置し、土曜日、日曜日、祝日も証明書が取得できるサービスを実施する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

軽自動車税の納付方法は、そのほとんどは口座振替によるものでありまして、車検のときに必要な納税証明書は、税務課の窓口で交付を受けなければならないと、こういうことになっていまして、ある町民の方の事例であります。四輪軽自動車の場合、車検満了日が執行の方は今年の4月26日ということで、1カ月前から車検が受けられますことから、消費税増税前の3月30日に車検の予約を2カ月前にされまして、車検まで2カ月もあり、その方は農業なので、いつでも納税証明書を取得できるので、役場に来たときについてとったらいいと思っておられたところ、検査当日、車検の必要書類を点検されたところ、納税証明書をとるのを忘れておられたのに気がつかれたということで、3月30日はあいにく日曜日でありまして、車検のほうは車は入れられたようではありますが、納税証明書は後日、わざわざ再度持参されたと聞きました。

自動交付機が設置されておれば、このような手間もなく一度で完了しているわけでありませう。

現在、本町には車検を受けなければならない軽四輪自動車は、約7,300台以上あるというふうに認識しておりますが、その約半数の3,500台が毎年車検を受けるということになりまして、納税証明書をとりに来られることになりませんが、自動交付機は、南丹広域振興局の税務課に設置されておりまして、土曜日、日曜日、祝日も証明書を交付し、納税者へのサービス向上と証明書交付事務の軽減と人件費削減を図る考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 軽自動車税、納税証明書の自動交付機の設置についてですが、利用者へのサービス向上に向け、近隣市町村の動向、あるいは利用頻度などを含め、今後十分比較検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 近隣市町村の状況を調査し、検討していくということですが、先ほどの戸籍・住民・印鑑登録証明書の自動交付機するときにも申し上げましたが、機械

による自動化は時代の趨勢でありまして、早期に設置することが、住民サービスの向上と役場業務の合理化につながるということになりますので、早期設置に向けて検討を願いたいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、検討されるということでもありますので、ここまで言わなくてもええんかもしれませんが、町税の納付に協力し、口座振替に協力した人が、納税証明書の交付を受けるためにわざわざ税務課窓口まで出向かなければならないというのは、何かちょっと不合理を感じるんです。口座振替されない方は、多分証明書はついているんじゃないかなというように思いますので、何か協力した者が手間がかかるというのは、ちょっと不合理を感じますので、検討しても自動交付機を設置しないということであれば、口座振替納税者に、車検が到来する年のみ、納税証明書を送付するというサービスをする考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の、自動車、今までいろいろな自動車を持って、確かに車検なんか受けたとき、ほとんど業者さんがしてくれてはって、私、役場その他へ証明書を求めたことがないんで、こういうことがあるんだと、今知ったんですけど、いずれにしても、口座から引き落とししている人が不利益になるというようなことではないとは思っていますけれど、今いろいろご指摘の点について、総合的に検討して善処してまいりたいというのが、私の考えです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、住民票、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票、町府民税、所得証明書を、マルチコピー機を設置している全国のセブンイレブン、ローソン等のコンビニで取得できるサービスを実施し、発行手数料、窓口発行より100円安くしたらどうか、お聞きをいたしておきます。

今や、我々の生活がコンビニで回りつつあるというても過言ではないと思うんですね。例えば、切手、はがき、各種公演チケットの販売、宅配便の取り扱い、預金の入出金、各種振り込み、それから、うちは取り扱っていませんが、本町は税金の収納など、まさに役場と金融機関と、郵便局の出張所が1カ所に集まったというような非常に便利でありまして、今後、さらにコンビニサービスが拡大してくるというふうに思われます。

他府県、豊中市ですけれども、全国のコンビニで住民票、印鑑証明、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票、町府民税、所得証明書を取得できるサービスを実施しております。5年

前からやっておりますね。

発行手数料を、住民票200円、印鑑証明書200円、戸籍全部・個人事項証明書350円、戸籍の附票200円、町府民税、所得証明書200円、これは窓口発行よりも、私どもの町に比べても、全て100円安くなっております。

豊中市の場合、戸籍、住民票、印鑑登録証明書などのコンビニ交付は、年末年始を除く毎日午前6時半から午後11時まで取得が可能でありまして、ほとんどの方がこの時間帯に利用できるのではないかなというふうには思っております、究極の交付方法であるというふうに思っております。

京丹波町内には、コンビニのローソンが4店舗ありまして、証明書の発行に必要な機器でありますマルチコピー機が全店に設置をしております。そして、マルチコピー機には、住民票が発行できますとの表示もされております。将来的には、コンビニ交付を実施することが、住民サービスの向上と役場業務の合理化につながるということは間違いございませんので、実施の考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） コンビニでの各種証明書取得サービスでございますが、導入している自治体は、全国的に見まして、現状は少ないということであります。導入するに当たっては、個人情報管理の管理体制など、多くの課題が想定されますことから、既に導入されている自治体の状況等を、平成28年1月から運用が開始されます社会保障番号制度の導入により、個人カードを交付する、いわゆるマイナンバー制度と兼ね合わせて、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 先行して導入する自治体の状況も調査し、平成28年度からマイナンバー制度に合わせて考えていきたいということですが、先ほど他府県の狭窄部の事例を申し上げたんですが、京都府内にコンビニ交付を実施している市町村はあるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 京都府内でございますが、木津川市さんがコンビニマルチコピー機を使用した発行を行っていらっしゃいます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 先ほども申しましたように、将来的には証明書のコンビニ交付は社会の趨勢でありまして、他市町村、京都府内でも1市が実践実施しているという状況でありますし、自動交付機のような機器の初期投資も、ほとんどないと、こちらのほうは、ということですから、本町も平成28年度に向けまして、検討を始めていただくことを申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目は、道の駅「和」の施設整備及び改善等についてお聞きをいたします。

道の駅「和」には、先月、5月の連休後半、3日から始まる連休に毎日連日約6,000人のお客さんが訪れて、大にぎわいをしたというふうに聞いておりますが、そのときに、3日の日、トイレの水が流れなくなりまして、別ルートで応急的に給水措置をされたようですが、長い行列ができたということで、利用者に大変な不便をかけたと聞いております。

トイレの水が給水されなくなった理由につきましては、老朽化なのか、機器の故障なのか、設置者である国交省が調査をしていると聞いておりますが、以前にもこのような事態があり、国交省に再三修繕の要望をしていたが対応されなかったことは、今回の事態につながったものではないかなど、私は考えております。

また、最近、臭気が発生し、利用者に不快感を与えておりまして、原因は設置後12年を経過し、便器と配管に汚れが付着し、そこから臭気が発生していると言われております。臭気をとるためには、便器と配管を専門業者に清掃させる必要があります。

トイレは、道の駅の顔であり、このような事態がたびたび起これば、集客数の減少につながるおそれがあります。トイレは国交省の施設であり、町独断ではできませんが、早期の改修に向け、国交省と協議し、実施すべきでないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道の駅「和」のトイレの不良につきましては、何らかの原因で貯水タンク内の水位が著しく低下しまして、水が流れなくなり、利用者に不便をかけたということでございます。

その場の対応といたしましては、指定管理者の対応により、貯水タンクに別口から水道水をため、復旧したと報告を受けました。

故障の原因につきましては、施設設置者であります国土交通省が、現在調査中というふうに伺っております。

その後、支障なく貯水タンクも機能しているところでございますが、道の駅「和」は、年間約80万人の集客をしておりますので、町にとって重要な施設でありますので、今後におきましても、国土交通省に対しまして、万全な対応を講じていただくよう働きかけをしてまい

りたいと考えております。

あわせて、トイレの臭気につきまして、経年劣化により日常の清掃作業では取り切れない便器、あるいは配管の汚れなどが蓄積しているものと予想されますので、あわせて換気扇が設置されていないことなど、いろいろ原因が考えられます。抜本的な改善が図られるよう、要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 設置者の国交省にも要望する、協議していくということですが、次にお客さんが集中するのはお盆でありまして、もう2カ月余りしかないんですね。トイレは国交省の施設ということで、今までからたびたび申し出はされておるようですが、修繕されていないということなんで、どうしても国交省がやってくれないということであれば、町が国交省の許可をとり修繕をされる考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状は考えておりませんということで、その後のことについては、また新たに検討したいというふうに考えます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、道の駅と道路情報センターの間の広場を屋根つきのイベント広場として、和知人形浄瑠璃、和知太鼓等の公演とか、わち山野草の森の展示場として、国交省と協議し、多目的に活用する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

道の駅「さらびき」は、完全な立派な野菜売り場が昨年完成し、整備されたところですが、道の駅「和」も整備の必要があると思います。野菜売り場につきましては、恒久的なもので改修するということですが、「和」の現状のスペースでは、道の駅と道路情報センターの間の広場以外に、新たに活用できる場所はなく、国交省の使用許可が要るわけですが、年間を通して許可をとり、屋根つきのイベント広場として多目的に活用する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、屋根つきがよいという地元の要望があれば、そういうことも考えていきたいと思っておるんですが、道の駅「和」と道路情報センターの間に、確かに広場があります。現在は、ばち供養、あるいはわちふれあい祭り、月に1回開催されておりますわち山野草の森主催の山野草オークションなど、催しの際に活用していただいております。

また、伝統芸能の発信につきましては、道路情報センター内の伝統芸能常設館において、

人形浄瑠璃・小畑万歳、わち太鼓、文七踊りなどによります定期公演を月1回開催していただいております。

しかし、伝統芸能定期公演にあつては、来場者数が伸び悩んでおります。町におきましては、伝統芸能定期公演を主要な観光資源として位置づけておりまして、運営のサポート及び積極的なPRに努めてまいりたいと考えておりますので、あわせまして主会場となる常設館や広場の活用等についても検討してまいりたいと考えております。

広場について、そういう要望があれば、検討したいというふうを考えます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、京都縦貫自動車道開通後の集客力を高めるために、道の駅施設看板の更新と国道27号上り下り沿線2カ所に案内板の設置が必要でないか、お聞きをいたしておきます。

京都縦貫道開通後は、現在のお客さんから見ましたら3割から5割減少するのではないかというような予測も心配もされております。

国道27号を通行される車の1台でも多く立ち寄っていただくために、現在、国交省の道路標識につきましては上り線、下り線とも直近のところに設置されておりますが、道の駅「和」と京丹波町をPRするために、上り下り線約1キロ手前に、大型看板を設置し、京都縦貫道開通後の集客力を高める考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設案内看板につきましては、平成26年度末の京都縦貫自動車道の開通を控えまして、高速道路から町内に誘導する看板の設置、町内の国道から施設への誘導看板など、総合的に検討する必要があると考えております。

さらには、看板のみならず、京丹波町の魅力を発信するツール全てにおいて、京都縦貫自動車道及び道の駅「京丹波味夢の里」を拠点とした情報発信の仕組みを検討する必要があると考えておりますので、道の駅「和」の看板につきましては、指定管理者との管理区分のことはありますが、一体的な整備の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、最近、道の駅駐車場で、車の物損事故が発生したというふう聞いておりまして、道の駅内に気象情報カメラが設置されているということでありまして、これ録画ができないということで、事故の状況が把握できていないということでありまして、場内での物損事故等について、道の駅が責任を持つというべきものではございません。

が、例えば、人身にかかわる事故とか、犯罪が発生した場合は、解決に向けた情報提供が必要ではないかというように思いますし、したがって、防犯上、録画できる防犯カメラを設置する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道の駅「和」に設置しているカメラに関しましては、CATV拡張事業にかかります地域イントラネット基盤施設整備事業として設置したものでありまして、気象状況を目的として設置しております。

ご質問のありました防犯カメラシステムにつきましては、近隣、道の駅の状況や指定管理者との協議の上、設置に関しまして協議を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、京都縦貫自動車道全線開通を見据えまして、道の駅「和」の集客力を高める方策としまして、京都縦貫道、京丹波わちインターチェンジのICの名称を、京丹波わち・美山ICに変更を希望する声があるということを知っております。国交省に要望してはどうか、お聞きをいたしておきます。

先ほども申しましたように、京都縦貫道開通後は、少なからずお客さんは減少するということですので、とにかく5割も減少すれば、経営が成り立たなくなるおそれもありますし、また指定管理料も多く持って多額になってくるということでもあります。

南丹市美山町の観光客数は、年間100万人に達するというふうに聞いておりますので、その4分の1の観光客が京都縦貫道京丹波わちインターチェンジで乗り降りしてくれれば、数十万人のお客さんが立ち寄っていただくこととなります。

一度決まったインターチェンジの名称を変更するということは、とてつもない大きな話ではありますが、難しいことはわかっておりますが、京都縦貫道京丹波わちICの名称を、京丹波わち・美山ICに変更を国交省に要望する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先日の新聞報道にもあったんですが、京丹波わちインターチェンジの名称変更について、看板や地表標記の変更などを伴うために影響が非常に大きいということで、実現が非常に難しいと聞いているところでございます。

まず、課題を整理しまして、可能性を探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 第3点目は、国道9号丹波インターから自然公園までの街路樹の管理等についてお聞きをいたしておきます。

国道9号丹波インターから自然公園までの街路樹の管理と清掃は、ボランティアロード丹波の参加者により行われていますが、当初は、私の記憶では約300人ぐらい参加者があったんじゃないかなというふうに記憶しておるんですが、先々月、4月27日の本年度第1回作業には、約半数の150人というふうに聞いております。近年参加者が減少している理由は何か、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ボランティアロード参加者数についてですが、取り組みが始まった平成13年状況から見ますと、約半数になっているというふうに思っております。こんなもんかなというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 参加者が減少している理由としましては、草引きなど手入れをしているツツジに元気がなく、当初植えられたときより小さくなったり、さらに枯死したものもありまして、参加して作業してもそのかいがないといいますか、そういうこともありますし、雑草が繁茂してしまっていて、作業してもきれいにならないんですね。すぐ後から草も生えてくるということで、そういうことが一つの原因になっているのではないかとということで、次の質問に移らせていただきます。

街路樹として、ツツジ、クロガネモチ、ハナミズキなどが植栽されていますが、ツツジは枯れているものや、雑草が先ほど申しましたように繁茂し、生育不良のものがありまして、町の花、そして町の玄関口として、立派な花を咲かせるためにも補植、雑草の除去、土壌改良が必要であるというふうに思います。一部補植はされているというふうには認識しております。

また、クロガネモチ、ハナミズキも生育不良で枯死寸前のものがありまして、土壌改良等支柱の点検を国交省と早急に協議し、実施すべきじゃないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都国道事務所と協議してまいります。クロガネモチ、あるいはハナミズキにつきまして、専門業者の意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 4点目は、グランバール京都ゴルフ倶楽部の経営譲渡についてお

聞きをいたします。

J R西日本ゴルフが運営しますグランベール京都ゴルフ倶楽部の経営を全国展開をする日本最大手のゴルフ運営会社に譲渡すると聞きますが、その経緯と譲渡方法及び譲渡先についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） グランベール京都ゴルフ倶楽部につきましては、平成7年10月の開業以来、J R西日本を中心としまして、町と実勢区生産森林組合が出資する第三セクターにより管理運営をされてきたところでありますが、平成16年の丹波高原開発株式会社の解散後J R西日本ゴルフ株式会社が管理運営のみ担い、資産などその他一切の権利をJ R西日本が保有する形で今日まで経営され、地権者の皆様にも地上権設定契約に係る地代の減額などにご協力をいただく中で運営されてまいりました。

しかしながら、経営状態が好転することなく、主な経営主体であるJ R西日本の意向を踏まえつつ、ゴルフ場を存続させるための協議を継続してまいりました。

このような中で、現在、J R西日本におかれましては、ゴルフ場運営の大手専門会社への譲渡について協議されている状況にあります。

譲渡の方法としましては、J R西日本が保有します資産、その他一切の権利をJ R西日本ゴルフ株式会社に譲渡しまして、その対価として、J R西日本ゴルフ株式会社が新株を発行し、その株をJ R西日本から大手専門会社に譲渡するというものであり、J R西日本ゴルフ株式会社の筆頭株主がJ R西日本から大手専門会社に変更されるというものであります。

地権者の皆様方には、去る5月27日に説明会を開催させていただき、ご意見を伺っており、今後も地域活性化のために協議してまいりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今日までの経緯と今後の対応につきましてはお聞きしましたが、譲渡先につきましては、公表できないということですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 譲渡先については、いましばらく伏せておいてほしいという要望がございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 譲渡先のゴルフ運営会社名は、現時点では公表できないというこ

とでありますので、譲渡先をA社と仮定しまして、A社の会社概要、わかっておればお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現時点で申し上げられる範囲内になりますことをご了承いただきたいんですが、東証一部上場の企業でございます、本社は東京にあります。業界大手の専門会社ということで、全国的にゴルフ場運営を展開されている企業であるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 譲渡先のA社に経営を譲渡すれば、JR西日本ゴルフ（株）よりの現状よりも、経営状況はよくなるというふうにお考えになっているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実勢でのゴルフ場経営がよくなるとか、悪くなるとか、そういうことはわからんですが、少なくともJR西日本ゴルフ株式会社と同等の利益が、京丹波町、あるいは地元実勢区に寄せられるというふうには考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 現在のグランベール京都ゴルフ倶楽部の名称はどうなるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） JR西日本と会社との協議の中では、グランベール京都ゴルフ倶楽部は、そのまま継続しようとするということを伺っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 8月に正式な譲渡契約をしまして、10月には、JR西日本ゴルフ（株）の株式をA社に譲渡をするというふうに聞いておりますが、本町もJR西日本ゴルフの株式を保有してございまして、JRは全部を譲渡するというふうに聞いておるんですが、町としては、新会社に譲渡をされるのか、それとも保有をされるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 株の件については、相手もあることから協議して、これから決めたい

と思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、ゴルフ場用地は、地上権設定をされておりまして、本年4月に契約が10年間自動更新をされておりますが、経営譲渡後は、地上権設定はどのような形態になるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町とJR西日本が締結しております地上権賃貸借契約及び地上地権者様との契約につきましては、法的に新たな契約を締結することなく、いずれの契約も同様の条件で包括的に承継されるということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） ということは、地上権設定された土地の賃貸料は、譲渡先のA社から今後は支払われるということになるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そのとおりです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、本町は、グランバール京都ゴルフ倶楽部の会員ですが、経営譲渡後の会員権はどのようになるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在の会員権につきましては、JR西日本が発行しておりまして、会員から退会することとなりましたら、預託金が全額返金されると聞いております。会員権の保有につきましては、今後、検討していかなければならない課題だというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そうすると、譲渡先のA社の会員権を取得する考えはあるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） A社の会員権を取得するかしないかについては、これから十分慎重に検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。2時20分まで。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、鈴木利明君の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 9番、鈴木利明でございます。

喫緊の町政課題につきまして、寺尾町長はじめ、幹部の皆さん方に質問をさせていただきます。

私は、3カ月に1回、すなわち定例議会が終わりましたら、議会の様子を議会レポートにまとめまして、地域の皆さんに1軒1軒お届けをしております。地域を回りながら、目にとまること、思いますことを二、三述べますと、本当にお年寄りが多いということ、さらに未婚の若者たちが多い、空き家が多い、留守宅が多い、荒れた農地が地域によって差はありますけれども大変多い、さらには網で囲まれた田畑があちこちに目につきます。まさに多いことづくめでありますけれども、これが疲弊する農村社会の現実の姿ではないだろうか。特に象徴的なのは、母校の廃校という事態にありました。

また、昨年18号台風で崩壊しました河川の応急工事現場が散見されて、異常気象が言われる中で、二次災害を懸念することでもあります。早期の本格的な工事を強く望むものであります。

これらの実情を政治家たる者、同時に行政の任に当たる者が、しっかりとこの現実を直視して、今日的政治課題に真摯に取り組んでいかなければならないと、このことを指摘して本論に入りたいと思います。

質問は、可能な限り提案を基礎とした政策論議に徹したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

通告いたしました第1は、企業誘致策についてでございます。

私は、昨年12月18日の一般質問で、この場におきまして、企業誘致について、まずは何でも気軽に相談してもらえぬ窓口づくり、体制づくりが絶対的に必要であります。所管の窓口は、どこに置かれるのですかと質問いたしました。町長の決断によりまして、4月1日、

窓口となる商工観光課が新設をされました。山森課長さんをはじめ、スタッフの皆さんもそろいました。体制は全て整いました。今は、具体的にどう進めるのか、みんながどう動くかという段階でございまして、このことをしっかりと認識してまいりたいというふうに思います。

5月1日に、町長のお許しをいただきまして、山森課長さん、山下係長さんのお供をして、金融機関を訪ね、京都と大阪に行つてまいりました。部長さん方役員の皆さんに、企業動向の情報を頼むでとお願いをしてまいったところでございます。

その目的は、一つには、商工観光課のお披露目とお二方の紹介にありました。そして、一番大事なことは、企業情報のお願いでありまして、少しの動きでもあったら、まずまず京丹波町の商工観光課に連絡してほしいと強く要請をしてまいりましたところでございます。

三つ目には、ささやかなりとも私の人脈もありとすれば、私も年でございますので、若いお二方にきっちりとリレーをしたいと、この思いで行つたところでございまして、さらに、支店長さん方との懇談の間もつくってほしいと、喜んで私たち三人来るでというお願いをしてまいりましたところでございます。

ここで、改めて企業誘致の現状について、みんなで共通の認識を持つために整理をいたしますと、一つはごまんとある企業の中から進出する企業の選び出しは、大変難しいということでございます。たとえて申せば、一升ますのお米の中から一粒二粒を選び出すような作業であろうと思います。

二つ目には、地方公共団体は、どこも企業誘致を進めております。まさに激戦であります。先の選挙がありました南丹市、与謝野町でも、公約に上がっております。

特に心配いたしますのは、大阪府の国家戦略特区エリアに進出の企業には、府外からの進出企業に対して、法人住民税、固定資産税などを5年間無税にするということでもあります。

さらに、あとの5年間は、50%減、半分ということでございます。まだ、エリアの中に入ることでございますので、若干の余裕はあろうと思います。

そこで、重ねて私が申し上げたいことは、この厳しい現状を打破するためには、町を挙げでのまさに総力戦で挑戦する以外に方策はない、手はないということでもあります。

このことを、みんながしっかりと基本認識として持って、私たち議員も含めまして、一人ひとりが、そしてみんなが一丸となって対応していかねばならないということでもあります。

しかし、難しい話ばかりをいたしましたけれども、そうばかりではありません、明るい状況もあります。その一つは、大阪にこの間行つたときにも部長が話しておりましたけれども、企業の海外一辺倒から、日本回帰への傾向がはっきりと見えますと、こういうことに特

に大阪の東大阪あたりの工場はそうだというふうなことを言うておりました。

同時に、今ごらんのとおり、中国と韓国などの関係というのは最悪でございまして、過去は韓国、中国に流れ、そしてさらには、ベトナムとかミャンマーに工場を移しておりました。しかし、このようなカントリーリスクもあって、日本に帰ってくるという流れが鮮明にあるというふうに考えます。

二つ目に、町長もいつも言われるように、京丹波の災害は、少ない丹波やでということを言われますと同時に、食が豊かな京丹波をしっかりと売り込んでいくことだと思えます。

5月31日の新聞によりますと、南海トラフ巨大地震で、死者なし、建物被害なしという京都府の26市町村の中で、死者なし、建物被害なしというのは、京丹波町と伊根町のみでした。まさに自然災害の少ない京丹波でありますし、同時に焼津市なんかはまともに南海トラフの被害に遭いますので、既に高台に幼稚園が移ったり、さらに企業なんかは、既に北側の新潟に移転をしておるといふ傾向が見られるというふう聞いております。

三つ目には、京丹波町に既に進出いただいております企業の皆さんとの定期協議をしっかりと進めることだといふふうに思えます。

私は、この中で、企業側のニーズをきっちりフォローする、そのことが他の企業さんに伝わって、同時に私たち行政にとっても、学ぶことが多いことであろうといふふうに思えます。

情報網もその中から広がっていくといふふうに思えます。

このような総合策を着実に実行していけば、先ほど申した総力戦と相まって、必ずや成功への道は開けます。可能性は無限です。

私も、立候補するときにお約束した最大のテーマであります企業誘致について、これからも金融機関、それから企業などを引き続いて訪問をしていく考えでございまして。

ここで、今日までに企業誘致情報があれば、公開できる範囲内でのお話を含めまして、町長さんのご所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今度の4月1日付で組織機構改革によりまして、新たに商工観光課を設け、まず、町内の商工観光施策の推進はもとより、企業誘致を促進させるべく、現在、京都府をはじめ、京都府の産業支援機関であります京都産業21、あるいは金融機関などの関係機関、さらに京阪神地域の企業の合同商談会など、多方面への訪問活動を実施しまして、企業誘致のPR、あるいは情報収集、協力依頼を積極的に展開しているところでございます。

先日、5月1日には、鈴木議員のご案内のもとで、京都、大阪の金融機関を訪問しまして、企業誘致への協力依頼をさせていただきました。鈴木議員のこれまでの豊富な経験の中で培

ってこられた人脈により、お力添えを賜っておりますことを、大変心強く思っております、お礼を申し上げたいと思います。

ご提言いただいておりますとおり、企業誘致と申しましても、そうたやすいものではございません。企業誘致の選択も大変難しいものでございますし、近隣自治体におきましても、企業誘致を重点課題として誘致活動に動いているところは多く、昨今、自治体間で、誘致競争の様相も呈している状況にあります。

さらに、制度面におきましても、立地に関する税の優遇措置や雇用助成などの施策は、全国の自治体でも行われておりまして、企業側から見るとどこの自治体においても余り違いがないというのが実情であります。

こうしたことを踏まえて、企業に対しまして、本町に立地することの強みや魅力をどう打ち出して、セールスポイントとしてPRしていくのかを、戦略的に考えていく必要があると考えております。

また、誘致後のアフターフォローを工場立地の決め手としている企業も少なくないことから、企業誘致とあわせまして、既存の立地企業のサポート、あるいはネットワークづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、鈴木議員のご提言のとおり、総力戦で取り組むことが大事であります。

まずは、多方面とのネットワークを構築しまして、いち早く情報をキャッチし、迅速に行動していくことが重要であると考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

お尋ねの追加でしたけど、現在、そういう企業誘致が進んでいるところがあるかどうかについては、現在、進んでいるところはございません。

以上です。

○議長（野口久之君）　鈴木君。

○9番（鈴木利明君）　それでは、一丸となって本件の一日も早い成功に向けて頑張っていこうということを申し上げ、二つ目の結婚支援策についてお話をいたします。

冒頭に申しましたように、未婚の若者が増えております。特に、三、四十代の未婚の男女は、大変多ございます。この現実、本人はもとより家族にとっても重大事でありまして、人に頼んだり話したりすることもできず、心ひそかに悩んでいるのが実情ではないだろうかというふうに思ひます。親御さんが、早く結婚せいやと言へば、子どもは、私のことやほつといて、つついこんな状況でけんかに発展するんではないだろうか。私の経験からそう思

います。

このような悪循環が、家庭の中で続いているのではないかと。親はまさに子どもに対して、はれものに触れるような祈るような気持ちでないかというふうに思います。

考えてみますと、昔は地域の人が手助けをしました。あそこにあんなよい子がいはるでというて、お見合い写真を持って来たりしていただいたり、紹介をしていただきました。私もそうでした。今は結婚式の仲人も立てなくなりました。

私は、現職時代、多くの頼まれ仲人をしました。頼まれ仲人といいますが、今でも二人の動向、子どもさんたちの成長などが気になりますもので、年賀状に家族の様子が添え書きしてあればうれしいものであります。

たまたま10日ほど前に、本人より私に電話がありまして、今度私役員になることになりましたという勇んだ報告電話がありました。そうか、おめでとう。ほんなら一緒に祝杯を挙げようではないかということでお約束をしたところでございます。

これが、私はきずなというものであろうと思いますが、これも崩壊をしました。

よくよく考えてみますと、今は恋愛結婚が主流で、異性と知り合う機会が少ない人、あるいは自分で相手を探すことができない人が未婚となっているのではないだろうかというふうに思うところであります。

ここで、しっかりと救いの手を差し伸べるのが行政だと思っております。子育て支援の川上にある結婚支援をさらに積極的に推進すべしだと考えておるところでございます。このまま放置すれば、地域の活力は低下するばかりです。他方、成功すれば活力と人口増につながると思います。

それ以上に大切なことは、町民の皆さんから安心と喜び、希望を与える施策だと考えております。

私自身も、最大のテーマとして、これからも一生懸命取り組んでいく所存でございますが、現在までに結婚支援活動で、成功例があったら町長さんに教えていただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 就任しましてすぐ、手紙をいただいたり、要望に町長室に来られました。そうしたことから、縁結びについて関心を強く持っておったわけですが、知事のわいわいミーティングで、亀岡市で行われたんですが、このことについての発言がありまして、知事に、すみませんけど、このことだけちょっと要望を受けている方なんで、私が先に答弁してもよろしいですかと、お許しを得て、みんなの前で、実を言うと縁結びについての自治体

としての活動を調べたと、そうしたら結構取り組んでいるということがわかったんで、京丹波町でも早速そうした縁結びについての一つの仕事として取り組んでいきたいというようなことをお答えしておったんですけど、知事はさすがにすぐ婚活という言葉が使われました。ああ、婚活が大事なんやなということで、その場が非常に和んだんを覚えておるんですが、その後、京丹波町での婚活、一つの事業については、観光協会が設立されましてすぐ、事業委託して、そしていろいろな琴滝とかで実施されてきました。今年はずいぶん、今鐘乳洞で実施するというような案内が流れておりますね。

そうして、私の承知している範囲では、琴滝での冬ほたるのボランティアに参加された方が二組結婚、ゴールインされたということで、冬ほたるの里で、冬ほたるのイベントのときに、結婚式、いわゆる披露をされたと、その場にも知事が見えておったというふうな事実がございます。その他については、把握できておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 二組の縁結びができたようでうれしい限りでございます。

若干、くどいようでございますけれども、アンケートの結果が手元にありますので申しますと、男女ともいずれ結婚しようと思っているという答えが25年間、平均して90%あるというふうに聞いております。そして結婚したいが、相手がいないという男性は、60%もあるというふうにアンケート結果があります。

先ほど、町長もおっしゃっていただいたように、都道府県で婚活活動をしているところは60%あるというふうに聞いております。特徴的な結婚支援活動を行っているところで、一、二申しますと、綾部市は、結婚支援事業費補助金交付要綱を設けられて、条例として設けられて、結婚支援団体年2回、各10万円を補助されておるようですし、お金を渡すことはともかくとして、やっていらっしゃるということ。

それから、奈良県では、奈良出会いセンターを創設してはる。

それから、佐賀県の武雄市では、おむすび課を設けて、市主導で婚活活動を進めてはるというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、町と住民が一体となって、地域全体で支援を進めていく体制づくり、これが大変重要だというふうに思います。事務局体制をしっかりと、そして個人の秘密保持をきっちりする、民間を通じた結婚支援の展開をし、そして婚活をやった後のフォローをきっちりして、二人を結びつけていく作業が必要だと。それには、いろいろイベント、企画、実行については、観光協会さんにお手数をかけたり、同時に企業、商店、個人を応援

団として、協力をいただきながら、推進をしていくべきであろうと思います。

もう一つ、私、思いますのは、縁結びサポーター、仲人みたいな人を、大変難しい面がありますけれども、地域の縁結びサポーターを募集して、それをネットワーク化して、その人たちにお手伝いをいただいていったらどうだろう。これも、そうは言いながら難しい面もあります。私も、許されればその一人に入れていただきたいなと思っております。

地域の縁結びサポーター、地域の仲人さんが、家族やお父さんお母さんも巻き込んで、それから、そういう機会に出ない人、どうしても出ない人があります。ずっと引き続いて出ませんので、その人の背中も押してもらおうというふうなことで、この結婚支援体制をさらに進めていってはどうかというふうに思います。

先ほど申しましたように、他所を参考にしながら、体制の補完を図りながら、町民の安心と喜びを、さらに希望を与える婚活支援活動をさらに強化していってはどうかというふうに考えます。

町長さん、所見があれば。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 婚活に関しましては、少子化対策として、子育て支援課が窓口となっておりますが、ほかの課にもわたりまして、総合的に幅広い観点から取り組むことにより、成果が得られると考えております。

京都婚活ネットワークに本町も参画しまして、情報共有並びに連携を図り、広域的な取り組みを推進しております。

また、町といたしましても、観光協会と連携のもと、町内の観光名所とあわせたPRイベントに取り組んでおります。

さまざまなイベントや行事を出会いの場として活用いただき、今後におきましては、若い人たちの積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

鈴木議員がおっしゃっているいろいろな、今までですと地域で結婚をサポートされる女の方が中心にいらっしゃったんですけど、ほとんど、おせっかいを物すごく嫌うような世間になってしまったもので、非常にそういう人の活動も難しいなというふうに思っています。そうしたことから、行政が最後、一生懸命、こういうことにも取り組まんなんののだろうなという認識でおりますので、何にしましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えているということを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） ありがとうございました。

次に、3番のカワウの駆除について申し上げます。

土師川に、魚がいなくなりました。コイなどの大型魚は見られますけれども、小魚が消えたというのが適切な表現であろうというふうに思っております。

犯人はカワウであります。私も先般、2匹のカワウが漁をする現場を目撃しました。あのすさまじい漁法では、小魚是一片もない、そんな感情を持ちました。昔はカワウもいなかった。増えたのは近年であります。

ちょっとカワウを調べてまいりましたら、カワウはウミウより、ちょっと小型のようでして、全長80センチから90センチぐらいある。行動は敏捷で早い、1分以上10メートルを超えて潜水ができると、長距離移動も可能で、行動範囲は大変広い。木上で巣をつくり集団で行動するとありました。

川から魚がいなくなると、川は汚れてきます。

また、5月28日に、土師川に漁協が小アユを放流されましたけれども、縄張りができるまでは、集団で移動するんだそうで、ここを狙われてはと、漁協では困惑をされておりました。

美しい川を守るために、また、漁を楽しまれるために、有害鳥獣たるカワウの駆除は、私は必要ではないかというふうに思っております。

しかし、他方、本当に素早い行動で展開するカワウの駆除というのは、難しい面も多々ありまして、果たして今見に行っても土師川にカワウがおるかと言ったら、若干疑問があります。

いずれにいたしましても、こういうことの現状を踏まえまして、河川を管理される府と連携しながら、駆除対策を講じていただければ、大変うれしゅうございます。

町長さんの所見がございましたら、お願い申します。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） カワウの駆除ですけれど、漁協組合が放流しましたアユを捕食する等の被害が出ており、被害も増加傾向にあることから、昨年度から有害鳥獣捕獲対象鳥獣に位置づけ、今年度からは、捕獲報奨金の対象としております。捕獲をして捕獲推進をしているわけですが、捕獲活動については、猟友会にお世話になっておりまして、現状ではカワウの捕獲実績はありません。

また、京都府カワウ対策調整会議を通じまして、京都府及び各漁業組合と連携しながら、広域的な対策が講じられるように、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○ 9 番（鈴木利明君）　ひとつよろしくお願いします。

　　以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君）　これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

　　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

　　したがって、本日はこれをもって散会いたします。

　　次の本会議は、明日 5 日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

　　大変ご苦労さんでございました。

散会　午後　2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 山崎裕二